

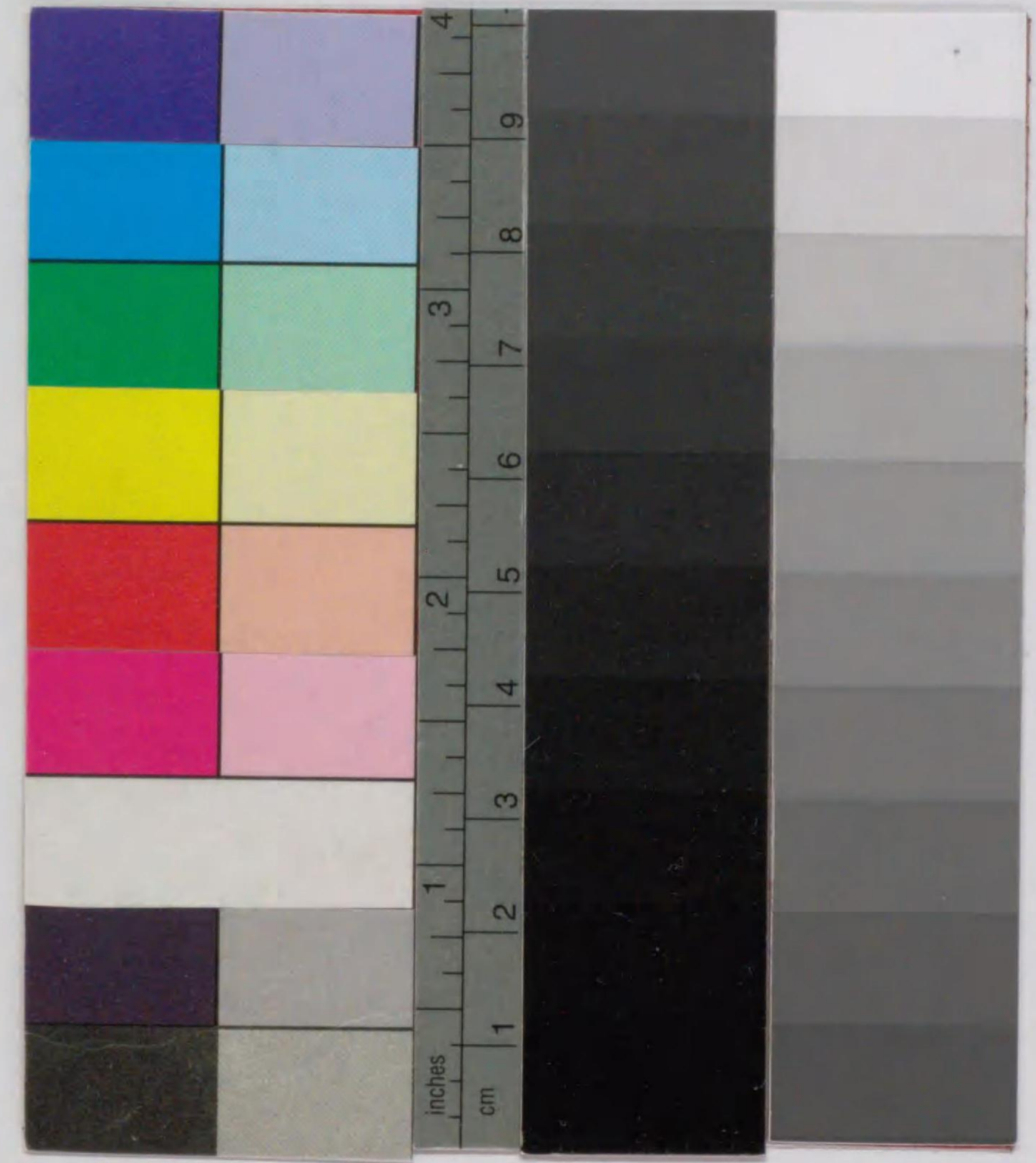
578-66




1200501520547



口
複
写







子町志




題

字

(順序不同)


海軍大將	子爵	子爵	海軍中將	司法大臣	伯爵	公爵
田邊松坡先生	財部	金子堅太郎閣下	高橋是清閣下	上泉德彌閣下	原嘉道閣下	東郷元帥閣下
	田邊松坡先生	金子堅太郎閣下	高橋是清閣下	上泉德彌閣下	原嘉道閣下	東郷元帥閣下
	財部	金子堅太郎閣下	高橋是清閣下	上泉德彌閣下	原嘉道閣下	東郷元帥閣下



溫故

靜岳





精進
古今
傳

昭和二年秋
王人自題


懷

古

素道

冬暖夏凉

上谷縣志書



[Faint, illegible markings]




[Faint, illegible markings]

[Faint, illegible text visible on the right edge of the right page, likely bleed-through from the reverse side.]

撥

至

是清題





天高

海闊若

恩光

丁卯年

張氏



溫古知新

丙寅年

書

有緣吾亦寓湘南
濕迹漁樵事
三浦景光推海嶽
四時和氣望烟嵐
居民長壽久
忘病土俗生淳元
不貧更記
尚重去已感
壽莫於德
平德
虎

題蓮子所誌


松根居士

序
文

德 富 蘇 峯 先 生

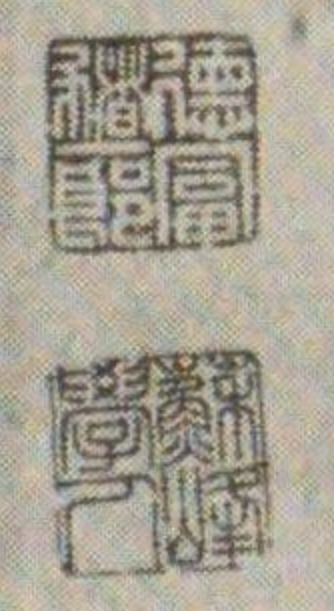
藤 原 楚 水 先 生

佐 藤 善 次 郎 先 生



鍾村隆昌の
時、陽、豆、子
一、帯、地、板、就
將、速、息、安
居、地、ち、る、未
多、百、年、空、い
山、村、漢、江、之
山、原、の、ま、り、葉、か、り、ま
浪、治、大、の、暇、か
二、到、ん、都、人、士
の、別、墅、也、庄
隨、江、柳、也
正、三、男、も
の、日、造、音、り、り
為、好、年
竹、葉、言、ひ、考、り

す、一、刻、の、無、次
の、時、運、の、消、長
は、豆、子、の、隆、替
感、衰、の、同、時、也
以、知、る、も、足、も
以、者、豆、子、の、所
史、成、り、一、言、の、
予、の、微、も、乃、就
感、の、梗、概、が、い、
一、の、法、者、の、價、
を、云、尔
昭、和、三、年、十、月
初、九、山、主、此
堂、に、於、て
藤、村、老、人



逗子町誌序

わが逗子町の近ごろのかはり方は、わづかにこれを數年前にくらべてさへ全く見ちがへるほどである。私は田圃道を歩くのが好きで、よく麥畑や、田のくろなどを歩いたものだが、もう逗子にはそんな足に柔かさや快さとを興へる、畦道や草原はほとんどなくなつてしまつた。春になると蛙の歌が聞かれたし、冬の夜月影を淋しくやどしてゐた水田なども、もはや大方埋められてしまつた。秋ぐち鯨つりをした小川の蘆のしげみも今は殆んど刈りつくされて海村らしい情趣は跡を絶つた。徳富蘇峰氏の「蘇峰文選」中に收めある「逗子だより」中の景趣も、綱島梁川氏の「梁川文集」中に見ゆる月見草の花咲く海岸の松原も、徳富蘆花氏の「自然と人生」に描かれてゐる逗子の自然美も、もはやその多くはこの町から姿を消してしまつた。そしてそれにかはつて殖えてゆくものは人と人の家とである。電燈と、自動車と、いたづらさる俗化とである。

かくの如きは、逗子町として果してよろこぶべきであるか否かを知らぬが、事實はたしかにその通りである。恐らくこの新らしき逗子への建設のいとなみは、今後も尙ほ繼

二
續して非常なる速度をもつて進められるであらうし、逗子がその山も、畑も、田も、すべてをあげて人屋をもつて蔽はるゝの日もさう遠くないであらう。それだけ、ふるき逗子、なつかしき逗子のすがたは時々刻々にこはされ、わすれられ、滅ぼされてゆくのである。

逗子町長小林章司氏は、逗子町久木の人で、先代小林藤三郎氏は、逗子がまだ田越村と呼ばれてゐたころ、この町の村長を勤め、當時に衆望のあつた人である。當代小林章司氏は少時慶應義塾に學び、學成つて家をつぎ、長く三浦郡興産會理事として、本郡農村振興の爲めに努力せられ、現に三浦郡農會長を兼ねてゐる。天資、圓滿にして溫厚、頗る公共の精神に富み、自ら社會の公僕をもつて任じ、常に人の爲め、世の爲めに貢献せんとするの精神に燃れてゐる。先年推されて逗子町長となるや、公廉正直、銳意町治にあたり、恪勤精勵、模範町長たるの聲譽を博するに至り、任滿つるも衆望の歸するところ再選せられて現に前職にあり、町の發展、町民の幸福増進の爲め、日夜寢食を忘れて努力せられてゐる。

氏はまた、町の發展に伴ひ、祖先傳來居住の地たる逗子町の自然や、風物が漸次その趣を改め、先人の遺蹟や、史實の年と共に湮滅しゆくを嘆き、夙にこれが調査保存の必要を感じ、逗子小學校長荒井友三郎氏に囑託して、逗子町史の編纂を計劃せられてゐたが今や漸くその調査を終り、稿を脱して近く梓にのぼせて世に公にするに至つたのが即ち本書である。

本書の編者たる荒井氏は、教育家として縣下に令名のある人であるが、氏はまた専門以外の方面に於ても頗る多才多能で、就中歴史の研究はその最も趣味を有せらるるところである。氏の小林町長より本書の編纂を委囑せらるゝや、逗子小學校長として人一倍勤勉であり、教育方面に熱心であり、且つ多忙であるに拘らず、群籍を博渉するは勿論更に進んで寺社舊家等苟も史料の存するところは悉くこれを歴訪し、實地を踏査し、古老をたづね、傳説に、行事に、苟も寸暇を得れば、これが調査研究に従事し、數年の久しきに亘り、他人の想像しがたいほどの勞苦の下に漸く本書の編纂を完成せられた。聞くところに依れば、寺社の當事者の如きも、氏の熱心に動かされて、これまで一切他見を禁じてゐた寶物までも、特に閲覽することを許され、それによつて得るところが少なくなかつたといふことである。従つて本書は、苟もわが逗子町に關する文献にして、史

實の徴すべきものは一として漏すところがないのみならず、これまで全く世の中に現はれてゐなかつたものまでもこれを網羅し、その上、史料のないものでも、父老や古來のしきたりや、行事などを調べてその隠れたる史實をさぐり、これをたしかめ得たものも少なくない。然して是等の史料に、同氏多年の素養から來た鋭い史眼と、一般歴史學上の學殖とをもつて篩をかけ選擇を加へ、巧みにこれを整理したものである。

元來郷土史の研究には幾多の方面がある。従つて本書はその一切に就て研究の業を完成したものは或は言ひがたいかも知れぬが、少なくとも、わが逗子町の郷土史を語ることに於て本書の如く正確にして該博且つ詳密なるは未だ過去に於てこれなきのみならず、將來に於ても望みがたいことであらう、ここに本書の出版せらるゝに當り、私が郷土史研究に多少の縁故を有するの故をもつて序文を徵せられたので聊か一言を記してその命に應ずる次第である。願くばこの書が單なる過去への憧憬と、追憶とのみにとどまらずして、やがて新らしき大逗子の理想的住宅地としての實現に貢献するの端緒ともなり得たならば、ひとり小林、荒井兩氏のみによるこびではあるまい。

昭和二年十一月

逗子聽雨莊に於て

藤原楚水

序

吾人關東地方の地圖を開けば、その南海に向つて突出する三大半島を見る。曰く、房總半島、曰く三浦半島、曰く伊豆半島これなり。共に遊覽保養地としてその名天下に顯はる。房總半島と三浦半島とは海水浴を以て顯はれ、伊豆半島は温泉を以て顯はる。その三浦半島は地理上の中心を占め、而して京濱を距ること最も近し。氣候溫和、風光明媚、史蹟の存するもの甚多し。御用邸あり、鎮守府あり。別莊地として、遊覽地として、湘南一帶と共にその名を天下に擅にす。實に天下の樂土といふべし。

予嘗て歌うて曰く「世の憂さをよそにみうらの旅衣襲ねまはしき心地こそすれ」と。而して逗子町はその三浦半島の咽喉部を占め、陸上の大支關をなす。西の方鎌倉に隣つて七百年興亡の大史蹟地を控へ、その舞臺の花道の役をつとめたる事少なからず。而して南の方葉山に接して一團の勝區をなし、長汀曲浦一步一景を生ず。織麗なる曲線美に充ちたる山々を繞らし、風俗純美の小天地。その海は三面陸に圍まれたる理想的海水浴場にして、その遠淺にして危険なきを以て特徴とす。江の島は夢の如く海上に浮び、富

士は千秋の雪を戴いて雲表に聳ゆ。風景繪の如くにして繪よりも更に美なり。平家の嫡孫六代丸の憐れをとどめし跡、小説不如歸に天下の子女の涙を催せし浪越不動。幽邃なる神武寺、開濶なる鳴鶴が崎と數ふれば名所舊跡限りもなし。げに天下の士女に慰安と健康とを與ふる仙境なりと謂ふべし。

本書は逗子町の自然と人事とに關する記録にして記事綿密にして正確、その居住人の覺悟を促すと共に世の地誌研究者を裨益すること多し。予や鎌倉三浦の研究に趣味を有し嘗て女學生一隊を率ゐて一夏を茲に過ごせし事あり。殊に編纂に當られたる荒井君とはもと師弟の關係あり。需めに應じて敢て一言を述べて序に代ふ。

昭和二年十一月

神奈川高等女學校長 佐藤善治郎

叙

逗子は海水浴場として、將又、子供本位の郊外住宅地として、廣く貴顯紳士を始め、幾多人士の來住、來訪、近年頗る増加せるは天下周知の事にして、一例せんに、逗子小學校兒童の十年前(大正五年)に、七百を以て算せしに、今は千九百を越ゆるに至れるを以ても、其急足の進歩を窺ふに足るべし。又更に近年住宅、貸家の増築、日に熾なるを以ても、之を證して餘りあり。こはそも何の故ぞ。

憶ふに、本町の氣候、風土の避暑避寒に、最適地たると共に、交通の至便にして、嘗に半島勝地の關門たるのみならず、此地より京濱に通勤の易々たるによりてなり、殊に今や鐵道は電化せられ、電車亦通せんとす、故を以て單に別莊地としてに非ず、安全愉快なる住宅地として優越せる價值を有すればなり。

更に又、眞に逗子の逗子たる所以を尋ねれば、こはそも、天下無比の特長を有する海其のものなり、右は大崎、左は鳴鶴ヶ崎に圍まれ、清麗繪の如く、近く江の島は盆石の如く浮び、遠く豆相の翠巒、淡靄の間に延び、富士は扶桑の美を收めて天涯に懸り、湘

南唯一の眺望たるのみならず、海其のものが。

八

一、海水飽くまで清澄、海底の白砂悉く透視せられ。

二、遠淺にして二、三町行くも尙婦女子の胸部程なり。

三、入江なれば波靜なり。

四、海底清潔、岩石なく絶對に安全なり。

五、但し磯遊びを望むものは入江の兩岬(章魚の名産地)大小奇巖散在して好適なり。

尙四時吹き送る海上の潮風は多量のオゾンを含み、三方を圍む連峯は、四時趣きを變へ、人心常に新なるを覺ゆ。

眞に是れ天下の樂園なり。

宜哉、往昔源頼朝覇を鎌倉に開くや、武骨一邊の武人も、尙時に風流を逐ふ、そは多く我逗子町に於て行はれたり。

これ古來其風土の如何に、人心に適せるかを證すると共に、之れによりて今日趣味津々たる幾多遺趾を尋ぬることを得、一木一草悉く古を物語るを想ふとき、云ひしれぬ感興を催す。

故を以て町會に策り、一書を書いて我逗子町に於ける史蹟を詳かにし、此の天與の勝地を彩るに湮滅せんとする史蹟を以てし、廣く我逗子町在住の諸賢、並に來訪の諸氏に、一讀を乞はんとす、幸に賢覽を賜はるを得ば、本懷の至りに堪えざるなり謹而序す。

昭和三年一月一日

御即位の年を迎へて

代表者

逗子町長

小林章司

凡 例

- 一、本書を編するに方りては、努めて獨斷的憶測を避け、古書其他書籍等に載する所を引用し且つ實地踏査の結果、誤を訂正増補し、以て讀者に研究推斷の資を提供せんとせり。
- 一、されば、可及的精査を遂げ、江湖の要望に副はんことを期したりと雖、本務の餘暇を以てせし故、盡さざる點多かるべし、幸に諸賢の指導に俟つて完成を期せんとす。
- 一、歴史上頗る不確實なるものも所謂「嘘うそから出た眞實まこと」、何かの參考にもと致て掲載せるもあり此種の古文書町内に多く相見のたればなり。
- 一、將來、同好の士、聊かにても、本書によつて、町内幾多の史實を闡明し、疑問を解決せらるゝの資料とせらるゝを得ば幸に、編者の光榮のみに非ざるなり。
- 一、本書編纂に際し終始指針と、援助とを賜はりたる各位。並に卷頭に題字、序文を辱うせる貴顯に對し。深く感謝して措かざるなり謹而謝意を表す。

昭和二年十二月二十二日

恰も去年の今宵、養神亭に於て時の内閣、各大臣諸公の前に、「逗子の史蹟」と題し、二時間の講演をなせしことなご思ひ返しつゝ。

編者 逗子小學校長 荒井友三郎

尙文中（ ）内に畧記せるは左の畧なり。

(風土記)..... 徳川幕府編纂新編相模風土記

(郡誌)..... 三浦郡教育會編纂三浦郡誌

(村誌)..... 逗子町役場保管のもの

(三浦大観)..... 佐藤善次郎先生編

(義明)..... 三浦大介及三浦黨 北村包直先生編

(衣笠城主)..... 同 氏 編

(八景)..... 逗子八景 山崎白堂氏編

(鎌倉誌)..... 水戸光圀公編新編鎌倉誌十二冊

其他意外に多くの参考書を得たるは藤原楚水先生の賜なり。記して謝す。

(巻頭「逗子町誌」は小林町長書、巻背逗子町誌は荒井校長書、巻末「三浦半島圖」
「逗子町全圖」は逗子校教員齋藤作良寫)

逗子町誌目次

總説

一、逗子町と三浦半島..... 一頁

御浦郡、日本武尊東征、沼濱郷、本郡の統治、本町の統治、
町誌研究に必要な年代

二、三浦氏と三浦半島..... 九

三浦氏と前九年、後三年の役。三浦氏滅亡

三、義明と源氏..... 二四

義明、衣笠城趾

四、其他..... 三一

關東に於ける源平兩氏、半島内の遺蹟、三浦郡面積及人口

各説

一、逗子..... 五三

役場、學校其他、延命寺、八幡宮、田越川、三浦平九郎胤義四兒の墓
逗子の小字

二、櫻山……………八七

觀藏院、神明社、鳴鶴ヶ崎、燈摺山、田越八景、六代御前

三、沼間……………一三五

沼濱城趾、大蛇退治、七諏訪神社、海寶院、光照寺、五靈社、天王社
法勝寺、神武寺

四、池子……………一九五

英勝寺領、須賀神社、東昌寺

五、山野根……………二二五

熊野神社、其他の諸社

六、久木……………二二九

稻荷社、妙光寺、法性寺、岩殿觀音、新箸の宮

七、小坪……………二七九

大神宮、南町、伊勢町、谷戸、中里、西町、飯島、披露、新宿。
小坪坂、小坪峠の戦

八、逗子八景……………三三一

九、附近の史蹟……………三四七

燈摺、森戸明神、葉山御用邸、長柄

一〇、逗子町の現在と將來……………三六三

一、國勢調査の結果。逗子町、字、小字、地番表。二、役場。三、教育
四、警察、衛生、産業、交通。五、將來

附 録……………三八三

一、系譜 二、衣笠落城 三、新井落城 四、年表

逗子町誌目次 終

總 說

一、逗子町と三浦半島

御浦郡

三浦郡は古書御浦郡に作り、日本書紀持統天皇六年五月の條に

「辛未相模國司獻赤鳥雛二隻。言獲於御浦郡中。」とあり

同七月の條に

「賜相模國司、布勢朝臣、色布智等御浦郡少領欠姓與獲赤鳥者鹿島臣豫樟上位及祿

服御浦郡三年調役」とあるは本郡名の國史に現はれたる初めなり。

爾後中古に至るまで復た史に見はれず、天平七年相模國封戸祖交易帳に御浦郡氷蛭郷

及走水郷を記せるは、本郡名並に郷名を記せる最古の記録にして、次は天平勝寶八年

の文書に、御浦郡司代太田部直國成の名を記せるものなるべし、延喜式、和名抄、拾芥

抄等も、すべて御浦と書す、今の文字に改まりしは何の時代なりや明ならず、凡そ平

安朝の末葉にてあるべし。

□日本武尊東征 景行天皇二十八年十月日本武尊東征の時走水より上總國（富津洲まで海上三里）に渡海ありしは古事記、日本書紀にも見ゆる所、其折本町を通過せられたるは明かなる事實なれども其御道筋知るに由なけれども、峯傳ひに走水に趣かれたるに非ずや。

（古事記、曰）

倭武命到三相武國。渡三走水海之時。其渡神興レ浪廻レ船不レ得三進渡二爾。其后名弟橘比賣命。白之「妾易ニ御子」而入ニ海中。御子者所遺之。政 遂應ニ覆 奏。將入レ海時。以三菅疊 八重、皮疊 八重、絹疊 八重敷ニ海上。而下坐ニ其上。於レ是其暴浪自伏。御船得レ進爾。其后歌曰。佐泥佐斯。佐賀牟能袁怒邇。毛由流肥能。本那迦途多知氏。斗比斯岐美波母。故七日之後。其后御櫛依ニ海邊。乃取ニ其櫛一作ニ御陵。而治置也。

（日本書紀）

二十八年十月日本武尊發地進相模 欲レ往ニ上總。望レ海高言曰。是小海耳。可ニ立跳渡。乃至ニ于海中。暴風忽起。主船漂蕩而不レ可レ渡。時有ニ從レ王之妾。曰ニ弟橘媛。穗積氏忍山宿彌之女也。啓レ王曰。風起浪泌。王船欲レ没。是必海神心也。願以ニ妾之身。贖ニ王之命。而入レ海。言訖乃。披瀾入レ之、暴風即止。船得レ着岸故時人號ニ其海馳水也。

今其櫛を神体として石櫃に收め神秘なりとして土中に埋祭す。

□沼濱郷 和名抄に據る本郡に設けられし郷名五

田津 現在の横須賀市（公郷の海岸田戸地方）（吉田東伍、大日本地名辭書による）

御浦 田浦町（新編相模國風土記、國郡志に異説あるも右書による）

氷蛭 南下浦村金田（蛭田地名ある所）（國郡誌）
北下浦村野比及久里濱村（地名辭書）

御崎 三崎

安慰 不詳（西浦、武山、長井などなるべし）

（和名抄に走水郷なし、天正七年相模國封戸租交易帳に見ゆ今の走水地方なり）

同鎌倉郡に設けられし郷名に、沼濱郷（史まはま）とあるは逗子葉山地方にして、現に沼間の遺稱あるを以て知るべし是れによりて見るに、逗子町は、葉山町と共に、當時鎌倉郡に屬し、殊に小坪は鎌倉時代は明に、鎌倉の南界とせられ、尙下りて康安二年（紀元二〇三三）の文書に、鎌倉郡小坪とあり、何れの時代本郡に編入せられしや明ならず、新編風土記所載の三浦道寸書狀に

「郡内久野谷郷の内中之村就三領分之事此方成敗之間云云」と記す、久野谷は久木の一部にして、導寸時代既に本郡に入りしは明かなり。

以上の外本町地名の比較的早く典籍に現れしは

（東 鑑） 小坪、沼濱、岩殿、神嵩（かみのたけ）（神武寺）久野谷
 （小田原役帳） 池子、沼間、山根、久野谷、柏原、小坪

徳川時代天保年度本郡石高二萬千六百二十七石、村數七十六として櫻山、逗子、小坪久野谷、柏原、山之根、池子、沼間を列舉せり。

□本郡の統治

上古

御浦郡司の管轄する所なり

中古（莊園時代）

豪族三浦氏累世割據

康平六年（二七三三）

三浦平太夫爲通初めて本郡を領す……義明—義澄

寶治二年（一九〇三）

泰村、時頼に滅され佐原盛時所領す

永正十五年（二一七八）

北條早雲の領地となる。（道寸戦死）

天正十八年（二二五〇）

徳川家康所領となる。（直轄地）

代官長谷川七左衛門長綱（若干の社寺領及旗本の采邑を除く）

寛文二年（二三三二）

酒井雅樂頭領地

延享元年（二四〇四）

松平大和守

文化八年（二四七一）

松平肥後守

安政元年（二五二四）

松平大和守

安政二年（二五二五）

細川越中守

文久三年(二五二三) 堀田相模守

慶應三年(二五二七) 徳川氏直隸 代官 江川太郎左衛門

明治元年六月(二五二八) 蕪山縣に編入

明治元年十二月(二五二八) 神奈川縣となる

明治六年四月 大小區制施行せらる

即ち二大區、十四小區、七十八ヶ村(石高二萬四千七百五十四石)

逗子町(逗子村、沼間村、櫻山村、山野根村) 第十五大區第七小區となる。

(第一小區 田浦 第二小區 横須賀 第三小區 浦賀 第四小區 久里濱
第五小區 衣笠 第六小區 葉山 第七小區 田越村(逗子町))

明治十一年七月 郡區制實施 小川茂周氏郡長となる―中山信明―石川疏―若林良之―

―前田多門―北野右一―芝辻一郎―佐川福太郎―武田巖作―伊東匡義―服部續―遠藤至道

明治十七年七月 聯合戶長制實施

明治二十二年四月 町村制實施

明治二十三年五月 郡制實施

明治四十年二月 横須賀町に市制を布く。

大正二年四月 田越村を改め今の逗子町とす。

大正十五年七月一日 郡制廢止

□本町の統治

明治六年四月第十五大區、第七小區と稱す。

明治十七年七月聯合戶長制實施

明治二十二年四月町村制實施せられ、高橋安行氏初代の村長に就任す。

大正二年四月町政施行、家屋税に改む、初代町長菊池兵之助氏。

□町誌研究に必要な年代

(景行天皇) (七七〇) 日本武尊東征

天慶三年 (一六〇〇) 平將門誅に服す

長元四年 (一六九二) 平忠常誅に服す

康平五年 (一七二二) 前九年の役平定 三浦爲通衣笠城主となる

寛治元年 (一七四七) 後三年の役平定

保元元年 (一八一六) 保元の亂

平治元年 (一八一九) 平治の亂

治承四年 (一八四〇) 三浦大介義明戰死

壽永四年 (一八四五) 平家滅亡

正治元年 (一八五九) 六代丸田越川畔に斬らる

承久三年 (一八八一) 三浦胤義孤兒田越川畔に斬らる

永正九年 (一一七二) 住吉城の戰(道寸と北條早雲)

永正十五年 (一一七八) 新井城落城

天正十八年 (一一五〇) 徳川氏領地

代官 長谷川七左衛門長綱統治

二、三浦氏と三浦半島

□三浦氏と前九年、後三年の役

後冷泉天皇、永承五年、安倍頼時陸奥に叛するや、朝廷源頼義に命じて、之を討たしむ、戦亂十二箇年に亘り、康平五年(一七二二)九月平ぐ、世に前九年の役と稱するも此なり、此の役爲通、頼義に従ひて功あり、亂平ぎて後賞せられて三浦郡を領し、衣笠山に城きて此に居り、始めて三浦氏を稱すと云ふ。(三浦家系譜)

爲通の子爲繼亦驍武の名あり、永保二年清原真衡、家衡と不和を生じて、奥羽再び事起る、三年源義家、陸奥守に任じ、鎮定の命を受け、堀河天皇寛治元年(一七四七)十一月に至つて平ぐ、前後十年世に後三年の役と稱するは此なり。此の役爲繼父と共に義家に従ひ功あり、鎌倉權五郎景正が敵に右眼を射られたるを、爲繼其の矢を抜かんとし足を景正の面部にかけしに、景正以て恥辱なりとし刀を抜き刺さんとせしは、此際に取りたる有名なる話なり。

爲繼の子義繼、義繼の子は即ち三浦大介義明なり。

義明七子あり長は義宗杉本氏を稱して鎌倉に居り。二條天皇長寛二年長狹城安房國東條村を攻めて此に死す。他の一族三浦半島内に振ふ。

□三浦氏の滅亡

鎌倉頼朝時代さしも盛なりし(諸國の守領 九三人 門葉有司 九〇〇人)三浦家も建保の難、寶治の難を経て殆んど全滅し、僅かに、佐原十郎義連の後胤残り、戰國時代の始めに當り、三浦を根據とし威勢關東に振ふ陸奥守道寸出でたり、其弟道香は、小坪住吉城に居て、三崎油壺なる新井城に至る唯一の關門城たり、従つて本町との關係亦密接にて七曲邊の崩れ口及び藤塚邊より人骨、刀劍の出づる事多きは大方此三浦家と北條早雲との戰に於ける戰死者なるべし。

○建保の難 (和田義盛戰死)

建暦元年泉親衡、幕府(實朝、義時)を顛覆して頼家の弟三子千壽を擁立せんとの一大隱謀を企つ、建保元年(一八七三)二月に至り事現はれ黨類逮捕せらる、其中に和田義盛の子義直、義重及び弟胤長あり、然れども實朝は流石、三浦家和田義盛、既往の勳功を思ひ、特に命じて二子の罪を赦したれども、弟胤長に至りては斷然之を許さず意地悪くも、和田氏一族の面前に行示したる後、これを陸奥國に流し、其宅地を義盛の切なる希望を斥けて北條義時に與へたり。

之れ全く北條義時將軍の背後にありて、勢望ある和田氏を剿滅せしめん爲め、煽動して暴動を誘發せしめ、挑戰的手段を以て、別當義盛の威嚴を喪失せしめたるなり。是に於て義盛、親戚故舊を糾合して、義時を伐たんと謀り、形勢不穩なりしが、一時實朝によりて互に兵を解きたり。

吾妻鏡に據れば、義盛これを辭して「於レ上全不レ存レ恨相州所爲傍若無人之間、爲レ尋ニ承子細ニ可ニ發向ニ之由 近日若輩等潜以令ニ群議ニ歎、義盛度々雖レ諫レ之、一切不レ拘、已成ニ同心ニ訖、此上事力不レ及云々といへりと見わたれども、こは同書の北條氏回護の筆法に出でたるものにして、一般的形勢よりすれば寧ろ、明月記に有ニ

和解之色、と見ゆるに據りて義盛が、陽に命を聽きしとすること事實なるべし。然れども遂に五月二日義盛不意に起つて三方より幕府及び義時、廣元の邸を襲ひ、之を攻め幕府を焼く、政子難を鶴岡別當坊に、實朝、義時、頼朝の法華堂に、泰時、朝時等防戦す。

三浦義村、胤義と共に、義盛に與し幕府攻撃を約せしも、是日俄に翻つて、自ら幕府を警護せり、和田氏之れによつて打撃を受けたりと雖勝負容易に決せず、翌曉義盛遂に敗れて由比ヶ濱に退きたりしも武藏七黨の一たる横山時兼來援せしかは復び振ふと雖、此夕、義盛遂に戦死す、世に之を和田合戦とも、建保の難とも云ふ。

○和田氏戦死無常堂塚

大町が原にあり、一丘陵の上に數株の松樹ある所にして無常堂塚、或は和田塚と稱す、建保元年(紀元一八七三)五月二日の曉に及び和田義盛刀折れ矢盡きて由比ヶ濱に退き同三日若宮大路に戦ひしが北條氏のために敗れて、一族盡く戦死す其屍を集めて葬りしもの即ち此塚なり。(かまくら)

○寶治の難 (三浦泰村自殺)

三浦義村は建保の難に於ける殊勳により厩別當に補せられ、義村心を傾けて北條氏を扶翼し其女を泰時に娶はすと共に泰時の女を其子泰村に娶らしめ、北條氏を除きては聲望三浦氏に及ぶなし、吾妻鏡に「駿州(義村)傍若無人沙汰人驚_三耳目_二云々とあるを以て知るべし。古今著聞集には又實朝の時幕府歳首の儀を行ふに當り義村自ら大侍の座上に着き後れて至りし千葉胤綱(成胤の子)の無遠慮にも進んで彼の上に坐せしを見て「下總犬は臥處_{ふとど}を知らぬぞ」と嘲りしに胤綱聲に應じて、「三浦犬は友を食ふ」と酬ひし事を載せたり、胤綱は安貞二年二十一歳に卒したるが常に義村上席たるを知るに足る。義村延應元年十二月(一八九九)病んで卒す、遺領悉く其子泰村、光村、家村、資村、重村等受く。

泰村父義村の後を承けて威勢あり、時頼、安達景盛等をして三浦氏を倒さんと謀らしむ寶治元年六月五日(一九〇七)時頼の部將泰村の邸を焼く、泰村退いて頼朝の法華堂に至りて一族郎黨悉く自殺す。(葉葉記には三百餘人、吾妻鏡には五百餘人と

(物集高見著廣文庫)

○三浦氏

鎌倉史(三浦氏和田氏出_レ自_二高望子良文_一。良文生_二貞道_一。貞道從_二源賴光_一。與_二源綱等_一齊_レ名。貞道生_二爲道_一。爲道稱_二平太夫_一。居_二相模三浦_一。始稱_二三浦_一。爲繼生_二義繼_一。爲_二相模介_一。義繼有_二四子_一。曰義明。曰義行。曰爲清。曰義實。)

姓氏雜選集(源正次_{三浦志摩守}。三浦備後守毗次。○延寶の江戸鑑には、三浦志摩守安次。藤原姓と見ゆ。蓋し三浦氏は當今美作國勝山二萬三千石の城主なり。先祖正次は土井利勝が所縁の人にて國初に仕へ列侯となる、系譜亦正しからざるべし。按ずるに三浦家は平姓たるべきものか。)

○三浦義明

鎌倉史(三浦義明。相模三浦人。大父爲繼。從_二八幡公_一。戰_二陸奥_一。著_二功名_一。父義繼。檢_二斷州事_一。稱_二三浦介_一。義明襲稱_二大介_一。爲_レ人剛果。重_二信義_一。義旅起。

時年八十九。安達盛長。傳_レ檄詣_二三浦_一。義明扶_レ病。正_二衣冠_一、率_二子弟_一。出接_レ之。盥嗽讀_レ檄。揮_レ淚謂_二於盛良_一曰。頭公既沒。三位入道亦不_レ得_レ志。臣等所_レ以育_二子弟_一蓄_中死士_上。爲_レ有_二今日_一耳。謹奉_レ命矣。臣年垂_二九十_一。欲_二再戴_レ冑致_二死於先登_一。豈不_レ快乎。顧謂_二子弟_一曰。吾老且病。朝不_レ計_レ夕。而今辱_二斯命_一。實一家榮也。夫天運循環。興廢有_レ時。平清盛竊弄_二國權_一。縱極_二侈欲_一。余毒流_二天下_一。自速_二覆墜_一。佐公我累世之主。而奉_二令旨_一。討_二逆臣_一。汝曹宜_二竭_レ力輔翼以垂_二功名於無窮_一。若事不_レ成。舍_レ生取_レ義。從_二公於地下_一。謹勿_二攜貳_一。辭氣愿欸。座中感動。乃饗_二使者_一。賂以_二刀馬_一。義明多_二子孫_一。長子義宗。稱_二杉本太郎_一早死。次義澄稱_二荒次郎_一。次義久稱_二大多和三郎_一。次義春稱_二多々四郎_一。次義季稱_二長井五郎_一。次重行稱_二森戸六郎_一。次義連稱_二佐原十郎_一。義宗子義盛。稱_二和田小太郎_一。次義茂稱_二小二郎_一。及_二將軍出_二軍于石橋山_一。義明令_二義澄等_一以_二三百騎_一赴_レ之。至_二酒匂_一。聞_二將軍敗死_一乃還。與_二畠山重忠_一。戰_二于小坪坂_一克_レ之。歸告_二義明_一。義明曰。重忠必來攻。汝曹急據_二衣笠_一。義盛謀曰。武笠雖_二名城_一。兵寡難_レ守。奴田_二三面負_レ險。

一方臨海。彼雖百萬衆。無所展力也。義明曰。今舉天下爲敵。無由求生路。而一旦棄名城。據僻地。戰雖引時日。反取怯懦之名。是勇士之所深恥。且他日源家興復。吾子孫幸有生存。必賞以地。汝欲得奴田耶。將衣笠也。夫勝敗不由兵之多少。在謀之臧否。若不肯用命。吾獨守衣笠而死。乃據衣笠。兵僅四百許。東門之外穿三塹。設一橋。路可容駢騎。置櫓三所。內貯射手。又伏挺卒於竹篁中。義澄義連將之。義盛與義明女婿金田賴次。守西門。義久與義秀子義景。將中軍。間一日。重忠會河越、江戶、金子、村山、山口、橫山、諸族。兒玉綴丹黨三千餘騎來攻。初小坪之役。義茂斬綴黨三將。綴黨欲復仇。率二百騎。先迫干城。城中雨射。敵陷塹中者。挺卒起敲之。狼狽而退。金子家忠率二百騎代之。奮勇血戰。奪二櫓。義明欲得間殺之。贈酒勞之。家忠方飲。使義盛射之。中箭墮馬。弟家範救之而去。三浦余一追之。反爲家範所殺。於是。義澄下令。關門不復接戰。義明勵聲曰。汝曹何怯。夫對敵爭先。父子不相顧。踰屍喋血。立決雌雄。阪東之俗也。宜下連騎突出誘敵險隘而擊殺之。義澄以兵寡不敢。義明奮曰。吾自結髮操兵。多歷戰陣。今衰病交侵。以碌々死於牖下爲憾。幸遇今日。吾願足矣。當快戰死之。命士卒扶掖而上馬。義澄扣馬止之。義明叱曰。臨陣致死。兵家之常。當衝堅挫銳短兵接戰。汝曹徒乘城發矢。猶牀圍角藝。何日決雌雄。揚鞭捶義澄。義澄執轡擁而入內。既夜。義明聚子弟論曰。今日力戰不失常名。城兵已疲不可復戰。顧佐公勇略絕世。非一敗而殞命者。汝曹宜乘夜出城。一會麾下。而竭爪牙之力。阪東之士皆源家舊臣。一旦雖屬平氏。誰不眷戀其主。義旗所指。望風自歸。老人之言必驗焉。吾當留於此張疑兵。汝曹速往。吾既大耋。死不足惜。獨憾不見佐公成業耳。

○日本人物史（三浦義明者爲繼之孫也。爲繼從義家于奧州之役。有功矣。賴朝揚義旗之日。義明其子義澄。及門族等屬幕下。蓋不忘其舊。而欲竭再興之忠也。畠山重忠率兵。攻三浦衣笠城。義澄等拒戰焉。義明謂義澄曰。未知賴

朝之存没。宜_三脱出而尋_二安否_一。義明守_レ城而死焉。義澄因_レ難_レ舍_レ父。而請_二同出_一城之事_一。義明日。年過_二八旬_一。後榮不_レ幾矣。與_レ死_二千路徑_一。寧死_二城中_一乎。不肯_レ從焉。不_レ得_レ已義澄等遂出_レ城矣。翌日義明爲_二江戸川越等_一殞_レ命。時八十九歲。○閑田耕筆（三浦大介戰死の年九十八歳世に百六つと傳ふるは謬とぞ、されど、いくばくの、たがひめもあらず、既に期に及ぶ齡なれば、老いて、ますく壯なるべしといふに過ぎざるを、子孫の後榮の爲に身を捨てたり。さるに、かひなく、いくばくもあらず和田氏の亡びたるは悲しむべし）

○三浦義澄

鎌倉史、（三浦義澄、稱_二荒次郎_一。大介義明子也。初別_二居矢部_一。後兄義宗死。承_レ家稱_二三浦別當_一性沈勇有_レ謀。將軍在_二伊豆_一。因_レ獵游_二三浦_一。深結_二義澄_一。治承中。義澄役_二於京師_一。會_二以仁王敗_一。義澄聞_レ變。即揚_レ鞭而東、與_二千葉胤頼_一。省_二將軍於北條_一。將軍屏_レ人深語移_レ刻。約_レ期而歸。及_二將軍出_二軍於石橋山_一。義澄與_二弟義連、從子義盛等_一。帥_二三百騎_一。航_レ海赴_レ之。阻_レ風不能_レ進。轉就_レ陸。會_二丸子河暴漲不_レ得_レ濟。日且晚。聞_二大庭景親圍_二石橋_一。乃燒_二大庭氏黨家_一河上_一者_上。遙示_二應援_一。時畠山重忠陣_二千金江_一。爲_二平氏_一。義澄將_レ待_レ且而濟_一。既且逢_二大沼_一。郎從_二石橋_一來_上。言軍敗佐公戰沒。衆愕然失色。曰前有_二大庭_一。後有_二畠山_一。腹背受_レ敵。不_レ如_二自殺_一。義澄詰_二大沼_一曰。子面視_二佐公死_一耶。曰否。曰傳聞之言不足_レ信也。安知_レ不_レ敵詐爲_二此言_一欲_レ使_二我輩解體_一哉。石橋連_レ山接_レ海。澗壑之深。可_二潛匿以脱_一。房總之邇。可_二輕舸而走_一。當_一一見_二北條土肥諸將_一。審_中其存亡_上。事果實報_レ讎而死。何徒死哉。衆從_レ之。義澄欲_レ避_二重忠軍_一。義連不肯曰。重忠乳臭兒。當_レ衝_レ陣掠_二良馬_一而去_上。何避_レ之爲。義澄氣沮喪。不_レ可_二復用_一。重忠結_レ營休_レ士。以_レ逸待_レ勞。欲_レ取_二彼馬_一。反失_二我馬_一。擊_レ之非_レ計也。宜_二沿_レ海而過_一。兵馬之聲與_二波濤_一相亂、敵必不_レ覺也。義盛曰。今避_二其鋒_一。恐後受_レ侮。與_二義連_一策_レ馬而馳。大呼過_二重忠陣_一。重忠發_レ兵追_レ之。義盛等旋_レ軍。戰_二于小坪坂_一。得_二首數十級_一而歸。間_二一日_一。重忠以_二三千騎_一來。圍_二我衣笠城_一。衆咎_二義盛等速_レ兵。遂奔_二千安房_一。與_二將軍_一相得。是時將軍在_レ厄。三浦氏以_二三百騎_一護_レ之。將軍欲_レ之

上總。夜宿白屋。州人長狹常伴襲之。義澄逆擊敗之。將軍歷二總。濟隅田河。重忠乃降。重忠嚮殺義明。將軍諭義澄曰。義明死於國矣。非重忠殺之也。慎勿相仇視。義澄勉從之。將軍自擊平維盛歸。論功行賞。以義澄襲三浦介。檢斷州事。軍政機密皆決焉。

○三浦義村

鎌倉史(三浦義村、稱平六、義澄子也、少敏慧、便弓馬、西討東伐皆從、以父功、官右兵衛尉二世爲土佐守護、梶原景時之讒結城朝光、朝光懼不知所爲。詢於義村、義村爲計畫、終滅梶原氏。三浦氏世有大功勞于將家、義村又與北條氏通婚、威權次北條氏。北條時政之滅比企氏畠山氏。義村皆與焉、因并滅小山田氏、時政既廢二世。而奉三世於其第、意思不測、太夫人北條氏命義村、與北條義時迎三世。後時政復迎三世將毒之、太夫人命義村及長沼宗政等、急迎三世徒之義時第。府下匈々、太夫人命三浦氏備兵、時政大懼難髮、徙之于伊豆。由是益爲太夫人及義時所尊禮、從兄和田義盛、

與義時有隙、圖奉三世擊北條氏上。請義村當幕府北門、初義村領小笠原牧。牧人與家臣鬪相訴、府議謂不勝職。罷義村。義村女爲北條泰時妻。而見出。義村鬱々不樂。遂從之、既誓而後悔、先期一日、抵義時自首、義盛聞之怨甚、急發兵圍幕府及義時第。而義時既自北門入幕府、義村拒義盛軍於政所前。事平、與波多野忠綱、爭先登、忠綱有辭。義時曰、先登之功、措而勿論、變起倉卒不日而平者、三浦氏之功也、增食一郡爲司廐、表授左衛門尉。義村爲子泰村聚泰時女、由是復與北條氏親睦、爲侍所司、表拜駿河守。

○三浦泰村

鎌倉史(泰村稱駿河二郎。性倨傲、以名家家子、夙爲北條氏所遇、承久之役、義村向淀、泰村請父曰、嚮與京兆、約下從武州生死、請自此辭、義村分卒五十人與之、遂屬泰時向宇治、泰村憤海道軍無功、與足利義氏勵士卒先進、與官軍爭宇治橋、戰不利、明日、泰時命子時氏先濟、時氏與六騎

濟、泰村率四騎繼之、遂大敗官軍、斬將監一人衛尉一人、寬喜元年、役于京師、歷掃部權助式部少丞、拜若狹守、叙正五位下、曆仁初為評定、泰時卒、孫經時、時賴、相繼執權、泰村益尊重用事、威焰赫然、驕蹇犯法、陵蔑諸將、與佐々木政義等論座位、數相忿爭、又與小山氏鬪、時賴稍厭之、泰村弟能登守光村、自幼侍藤原前主、甚被寵待、及其見廢、光村護送至京師、臨別涕泣久之曰、臣將有報德焉、既歸鎌倉、潛徵兵其邑、勸泰村、圖北條氏、泰村不決、而光村意益銳、時賴稍覺之、延安達景盛陰圖之、而陽益親三浦氏。以泰村子駒石為子。會有榜于鶴岡祠前者、曰若州甚橫、宜加嚴誅、時賴有妹喪、次於三浦氏、俄而夜歸曰、恐有變、泰村驚、遽陳無他。明日、泰村邸有匿名書、曰子將被誅盍戒。泰村曰、是姦者所為、毀棄之、使人謝時賴曰、人士嗷々、府下不靜、家僕聞道路之言、爭來相衛、宜速散去之、如有事當奉指麾以周旋、時賴慰諭遣之、泰村意猶不安、日夕患之、大江季光妻泰村妹也、夜來告泰村曰、兄將及難、妾聞之甚悉、今舉事死、不舉亦死、請熟圖之、勿有貽悔、妹亦能使良人戮力於兄、泰村遂不能決、明日時賴贈書載誓、令罷兵、泰村大喜從之、使者出、妻賀進食、泰村以湯送飯、一饌乃吐、忽聞門外喊聲、安達氏兵來攻、泰村錯愕、急起防之、時賴遣兵助安達氏、大江季光來援泰村、時賴令火其北隣、煙焰掩邸、泰村不能支、出趨右大將影堂、光村以八十騎據永福寺、請泰村、泰村報曰、命盡力窮、雖據金城何益、均死死將軍影前矣、光村乃至、從騎多死、府兵遂圍影堂、光村慷慨曰、向從我謀、豈有今日、引刀自釐其面、問曰猶可識乎、遂自殺、泰村泣曰、我積功於幕府四世、又與北條氏昏、內外盤結、自以為安於泰山、乃亦不免於禍、願先人多滅不辜、豈其報耶、何啻北條氏之怨、與其族二百七十餘人、其黨二百餘人皆死、

○三浦義同

日本人物史（三浦義同者、平義連之裔也、位昇四品後、名道寸、勇銳而挫人、連年與北條早雲、數戰于小田原三浦之間、後據荒井城、早雲來攻之、義同

堅守者三載、糧盡兵疲、遂自殺、其子義意、盡百戰術而死之、義同素志、干和歌道、又巧于筆跡、傳古今集秘隨於東常縁、平生有千戈之餘力、則題和歌爲興、且留末後之一首

三、義明と源氏

(義明抄)

□義明 幼名綠磨、寛治六年(一七五二)衣笠山の山櫻今を盛りと咲き匂ふ彌生の半、衣笠城裡に生る、父は荒太郎義繼二十六歳、母は(村莊司宗平の姉)二十歳の時である。

曾祖父が前九年、祖父が後三年の役に於ける實戰譚をば、他のお伽噺よりも悦んで聞いて成人した、十三歳の時父に随ひ武藏の一揆を討ち平げて、初陣の功を顯はし、嘉承元年春、十五歳を以て元服の式を行ふに方り、八幡太郎義家は使者を遣はし、特に命じて義明と名乗らしめ、後秩父庄司重綱の女を娶り、天治年間家督を相續す、義明のみならず東國の士民は、彼の後三年の役終りて後義家私財を以て將士を犒ふ等の事よりして、感激して源氏の威信に従ふ、特に仁義禮智信に物堅き義明に於て甚だし。保元の亂(一八一六)に源爲義戦ひ敗れて敵に降らんとせしに鎮西八郎爲朝は此を諫止して、「御所、勞れ直りおはしまさば只何ともして關東に赴き、今度の合戦に上り合はぬ、三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を語らひて、東八ヶ國を管領して暫しもおはしますべし。(保元記)と献策せりと、坂東將士の棟梁たる義明の信賴厚かりしを知る。

平治の亂(一一八九)起るや義明の嫡子、悪源太義平時に三浦義明の許沼濱城にあり、急を聞きて急ぎ上洛し父を援けて待賢門に戦ふ、義明の息義澄從ふて奮戦す、然れども遂に敗軍す、義澄は近江堅田に義朝と別れ、波多野重通、畠山重忠等と共に東歸す、翌永暦元年正月三日、義朝三十八歳にて尾張に討たれ、同月十八日義平六條河原に斬られ、二月九日頼朝美濃に捕へられ、後伊豆國蛭ヶ小島に流さる。想ふに、義朝等東國に向ふは、之れ明かに關東に於ける將士(義明等)に頼りて、再舉

を圖るにありしなり、平治の一敗によりて、白旗地に塗れ、赤旗搖々として天下を掩ふと雖、東國は源氏故舊の武士が窟宅せるの地なり、陽に時勢に適從して、平氏に屬すると雖、内心志を源氏に寄するもの少からず、頼朝の流されて伊豆に赴くと聞くや時人評して「この人々を助けて日本國に置かれんことこそ獅子虎を千里の野に放つよりも恐ろし」義經記と言へり。

日本國に何處はあれ源氏にゆかりの色殊に深き東國に謫されたるは、猛火に薪を投せるにも勝るべし。

「吾等は昔、源家の郎黨なり、然れ共今平家の御恩を以て妻子を育むといへ共古の事、忘るべきにあらず、いざや佐殿の何時しか、流人として徒然にましますらん、一夜宿直申して、慰め奉り、後日の奉公申さん、尤も然るべし」曾我物語とは獨り梶原景信の言としてのみ聞くべきに非ず。

頼朝伊豆に在ること二十年、高倉天皇治承四年（一八四〇）四月九日源三位頼政、潜に高倉宮に至り、以仁王の令旨を受け、諸國の源氏に布令す、四月二十七日源行家令旨を傳へて、伊豆に至る、六月、三浦義澄、千葉胤頼京師より下國の途、頼朝を訪ふ、時機迫ると雖坂東の武士一旦の勢利につきて、平家の爪牙となれるもの亦多く、反服未だ知るべからず。

然るに當時最も旗幟の鮮明なりしは北條、土肥、土屋、岡崎が源氏方にして、大庭、俣野、伊東が平家方なり。

武藏の畠山重能、小山田有重は大番にて在京したれば其子畠山重忠、小山田重成は一時は源氏に抗する態度を示すべく、上總介廣常は、向背未だ決せず、其他武相の士、或は平氏の權勢に眩惑せられて、斯の舉を以て鼠の猫を捕ふるに比し、或は咨^し阻^せして兩端を持す。

此の時に當り、鐵腸依然として丹誠を表はし白頭を鋒鏑に曝らして顧みざりしものに、三浦義明あり。東西に奔走して死生の間に往來し能く鎌倉幕府の創業に盡瘁したりしものに、三浦義澄あり、和田義盛あり、一門の肝腦を擧げて主家の舊誼に酬ゆ、忠烈千載に光耀し、威靈萬世に赫々たり。嗚呼 古武士の意氣、何ぞ壯烈なる「額に

矢は立つとも、えびらをば敵には向けず」「一つ心に君を守り」ける東國武人の精神はこれ萬世一系の皇室を奉戴し三千年の歴史を承繼したる國民精神の眞髓武士道精華は既に鎌倉時代の初頭、衣笠山巔に發揮され、永く青年の士魂を養ふに足る。

愈々治承四年五月二十四日、頼朝の使安達藤九郎盛長、小中太光家が衣笠に到るや、大介義明(八十九歳)病を推して盥嗽し立烏帽子、白淨衣にて對面し、廻宣狀(平家追討令旨)を拜受し、感涙に咽んで領諾し、狼煙を掲げて警報を傳ふれば、時を移さずして全郡に散在せる數百騎の一門。家人悉衣笠城に馳せ參す。大介義明此等の入々及雜色、小者までを本丸に召集し令旨を拜せしめ「義明老羸して餘命旦夕を待つに、此の光榮を蒙ること恭悅至極なり、平家滅亡の運到り源家の復興疑なし、一味同心して佐殿へ參れ冥加無くば首を駢べて討死の御伴するも、永代の面目なり、若又世に立ち給はゞ子も孫も、などが榮わざるべき」と諭せば一同は肅然として傾聽し感激と希望とが、面々の眉宇に漂うた、大介、盛長・光家を欵待して鞍馬と太刀とを遣つた。

八月二十二日 義澄以下三百餘騎をして、笠摺城下より乗船して頼朝を應援せしむ、

義澄等風雨の爲め由比ヶ濱に上陸し、急行して翌曉(頼朝が石橋着陣と同刻)丸子川の東岸(酒匂川)に達し、洪水に遮ざられて渡り難く、大庭三郎景親が黨類の家屋を焼き、狼煙代に着陣を頼朝に合圖した、然るに、大庭景親、伊東祐親等議して義澄等の參會せざる内にとて、二十三日夜石橋山の戦あり、翌二十四日頼朝の士大沼三郎駐せ來り「二十三日酉刻午後五時よりゆゝしき合戦、敵は大勢三千騎に餘り味方は僅三百餘騎にて、遂に敗軍し佐殿も御武運拙く亂軍の間に討死し給ひて候」と前夜の戦況を物語つて聲を曇らす、義澄靜かに「貴邊は佐殿の御最後を見給ひたりや」と問ふに三郎は「否敵も味方も齊しく噂し候」と答へた、義澄「さもあるべし」とて直ちに退軍し國府津、二宮、大磯、小磯を逸散に馳せ、由比ヶ濱に達し、小坪坂へ差懸つた、有名な小坪坂の合戦(小坪の條參照)に打ち勝ちて

八月二十五日義澄等歸城す、一門郎黨四百五十三騎籠城す、翌二十六日卯刻午前六時に大介義明一同を城中に入れ酒肴、垞飯を勵め下知を下す、辰の刻川越太郎重頼、金子十郎家忠以下二千餘騎追手より、畠山次郎重忠搦手より潮の如く攻め寄す、激戦終つて草木

も眠る真夜中頃五騎三騎宛抜け出で間道を通つて、沼田城にて朝餉を濟ませ、數隻の兵船に分乘して安房に向かはせ、己れは郎黨に命じて城内を洒掃せしめ、各般の器物を整理し、翌朝城を出で自刃す、行年八十九、意氣颯爽後世の懦夫、また慨然として奮起さざるを得ず、養和元年六月十九日頼朝此城を弔して、義明の死を懇に弔ふ。

(附錄源平盛衰記衣笠落城參照)

衣笠城趾

三島中洲

遺兒輔主不_レ思_レ躬 一死能全_三勇與忠_一

衣笠山同_三櫻井驛_一 後人何獨說楠公

三浦古跡歷訪記抄

同

「毅時爲_三皇太子_一講_三魯論_一、至_三齊景公問_レ政章_一竊歎曰、義明能臣臣、義澄等子子故天報不空、開_三數百年之業_一」

○日本外史

三浦義明遣_三子義澄、義連、庶孫義盛等_一。以_三三百騎_一會_三頼朝于_三石橋山_一。至_三酒匂_一。聞_三頼朝敗死_一。乃還、與_三畠山重忠_一戰_三于小坪_一。克_レ之而歸。守_三衣笠城_一。重忠以_三三千騎_一攻_レ之。義明年八十九。力_レ疾上_レ馬。欲_三親戰_一義澄等止_レ之。出戰不_レ克。城竟陷。義明謂_三義澄等_一曰。佐公有_三勇略_一。非_三一敗而死者_一。汝輩宜_三索而從_レ之。吾老矣。不_レ能_レ行。當_三止死_レ於_レ此。吾耄耄。死不_レ足_レ惜。獨憾_レ不_レ目_三佐公成業_一耳。義澄等固請_三扶行_一。弗_レ聽。遂巡間。遂爲_三敵兵所_レ獲。死。云々

四、其他

○風土記

本郡は國の東邊に在て三面海濱に陸出して地形他郡と同じからず故に北條氏分國の頃各郡別に稱す、東郡、中郡、西郡と闔稱せし時當郡は其の員に入らず、單り郡名を唱へしこと北條役帳に見へたり、郡界の變遷を推考するに東鑑元仁元年十一月鎌

倉の四境を記せし條に東小坪と載す、圓覺寺塔頭黄梅院所藏康安の文書にも鎌倉郡小坪と記す、倭名鈔、鎌倉郡の郷名に沼濱あり、鎌倉郡中其遺名なれば當郡今の沼間村なるべし、小坪、沼間共に今本郡に屬すれども鎌倉郡に接近せし地なれば其頃は彼郡に隸せしなるべし。

三浦郡は國の東端にあり、江戸日本橋より郡の北界浦郷村まで十三里の行程なり。持統天皇の六年當郡赤烏を獲て獻せしかば郡中三年の調役を免除せられしこと日本記に見ゆ、此時郡名を御浦と記せり。倭名鈔國郡の條にもしか記し美宇良と註す、古風土記殘本拾芥抄記する所亦同じ、東鑑に三浦と記せり、さては其頃よりしか記せしと知らる、萬葉集、芝付乃御宇良佐岐奈流、の歌は當國の詠なること八雲御抄に註せらる。

萬葉集未勘國相聞往來歌 芝付乃御宇良佐岐奈流 根郡古具佐 安比見受安良婆安禮 古非米夜母、八雲御抄崎部曰 みうら相模萬葉しばつきのみうらさきなる 云々
救撰名所和歌集には御浦郡と記せり。

又仲正の歌に、三浦の里と詠せしも郡中の村里を指せるなるべし。(夫木集源仲正、我心遠つあふみの濱なより三浦の里のいもかりそ行) 郡中走水の地は上總國と海上三里を隔てり、景行天皇の二十八年日本武尊東征の時其地より渡海せられしこと書紀に見ゆ、元祿の石高二萬千六百二十七石内寺社領百四十四石なり。

此地は三浦氏累世の領知にして其祖三浦長門守爲通康平年間初て郡中衣笠城に居住し、其子平太郎爲繼奥州の役に鎮守府將軍義家に從て軍功あり。(東鑑曰、建保四年五月二日三浦左衛門尉義村兄弟相議云、義祖三浦平太郎爲繼奉屬八幡殿征奥州武衛家衛以降飽所喙其恩祿也) 其子太郎義繼相模介となり三浦庄司と稱す、義繼の子三浦介義明、天治年間七來當國の雜事を承る。(曰、承元三年十二月十五日、近國守護補任御下文備進之其中義村者祖父義明、天治已來、依相模國雜事、同御時檢斷事、同可沙汰之旨義澄承之訖) 治承四年右兵衛佐賴朝兵を起せし時義明一族等を催し賴朝に力を戮せ衣笠に籠城し畠山小次郎重忠、河越太郎重頼、江戸太郎重長等と合戦に及び討死す、同年十月義明の子荒次郎義澄を三浦介となし、舊に依て當郡を領せしむ。(曰、治承四年十月二十三日着千相模國府給始、被行動功賞義澄以下或安堵本領或

令浴新恩亦義澄爲三浦介其後義澄をして當國檢斷の事をも沙汰せしめらる。

正治二年義澄卒し其子駿河守義村跡を襲き當郡を領す。(曰、寛喜二年三月十九日將軍家出

御千三崎磯山櫻花尤盛也、仍領主駿河前司以殊御儲申案内)

延應元年十二月五日、義村卒し其子若狹守泰村遺跡を相續す。(曰、仁治元年四月十二日

若狹前司泰村等賜亡父義村遺跡安堵御下文有進物等)

然るに義澄以來鎌府の宿老として泰村に至り權威尤強く、秋田城介義景權勢を嫉み謀反の企ありと讒し、寶治元年六月五日城九郎泰盛等(義景の子)馳向ひ三浦一黨鎌倉法華堂にて泰村己下一族郎等五百餘人自殺す。

此時佐原義連の子、遠江守盛連の諸子北條氏の姻好を以て一族に與せず、北條時頼の館に參向せしかば此難を免る、事平て後、盛連の子佐原五郎盛時三浦介となる、

康元元年十一月盛時祝髮し其子六郎頼盛弘張中三浦介となれり。己上東鑑系圖纂

此以後三浦氏累世當郡の主として鎌倉將軍家に屬し北條氏の指揮に隨ふ、斯て後三浦介時高に至り永享十年十月異心を企て鎌倉に攻入管領持氏を亡し郡中新井に在城す。

明應三年養子新介義同と不快の事起て父子合戦に及び九月二十三日時高、新井城にて討死す、斯て義同三浦介となり後に陸奥守入道道寸と號す。

永正十五年七月北條新九郎入道早雲と合戦に及び、軍利なくして遂に討死す。

是れより小田原北條氏の所領となれり、其後天正年間北條美濃守氏規當郡の領主となり三崎を居城とす。

天正十八年北條家滅亡の後御當家 徳川家の事の御料となり縣令長谷川七左衛門長綱郡務の事を督し、諸侯及び麾下の士にも裂賜はれり。

然るに當郡は瀕海樞要の地なるによりて御入國の後も小濱民部左衛門尉景隆、向井兵庫頭正綱、千賀孫兵衛某等を三崎に置かれ、水軍の隊將とせらる、寛永に至り、三崎、走水の兩所に番所を建られ其後奉行を各所に置かれしに、元祿九年此職を罷られ番所も廢せらる、其後享保五年豆州下田の番所を浦賀湊に移され、明年奉行を置れ、諸國の廻船を改め且防禦の事をも指揮せしめらる。

文化八年郡中の地若干を松平肥後守容衆に賜ひ、命ありて三崎、觀音崎鴨居平根山四浦賀の三所に陣屋を構へ、城ヶ村に遠見番所を置き海岸の非常を警められしが、文政四年、容衆移封の後、三崎の陣屋は廢せられ、觀音崎、平根山の所も此時より奉行の持となれり、當郡の風俗他に異なる事なし、山麓の村落は採樵を餘業とし、海濱に在る者は漁獵を業とする者多し。

陸奥話記

賴義は、河内守賴信朝臣の子なり、性沈毅にして武略多く、最も將帥の器なり、長元の間、平忠常、坂東の姦雄として、暴逆を事とす、賴信朝臣、追討使として平忠常並嫡子を討つ、軍旅に在る間賴義の、見ゆ、勇決、群を抜き、才氣世を被ふ、坂東の武士、屬するを樂しむもの多し、素より小一條院の判官代となる、院、畋獵を好む、野中走る所の麋鹿狐兔、常に賴義の獲る所となる、好んで弱弓を持ち、發する所の矢、羽を飲まざるはなし、縦へ猛獸と雖も、弦に應じて必ず斃る、其射藝の巧みにして、人に過ぎたる事、斯の如し、上野守平直方朝臣、其騎射に感じ、竊に相語りて曰く、僕不肖なりと雖も苟も名將の後胤として、偏に武藝を貴ぶ。而して未だ曾て控絃の巧みなること、卿の能くするが如き者を見ず、請ふ一女を以て箕箒の妾となさんと、則ち彼女を納れて妻となし、三男二女を生ましむ、長子義家、仲子、義綱等なり、判官代の勞により相模守となる。云々

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮は、後冷泉天皇の康平六年六月源賴義安倍貞任征伐の時石清水八幡宮を鎌倉由井郷鶴ヶ岡（今攝社あり）に勸請せしを義家修復し更に治承四年十月源賴朝小林郷松ヶ岡（今の若宮）に移し建久二年社殿炎上せるにより今の地に移す

德川光圀編鎌倉志

隨而彼（藤原鎌足）の玄孫、染屋太郎大夫時忠東大寺良辨僧正の父也文武天皇の御宇より聖武天皇神龜年中に至るまで、鎌倉に居住して、東八箇國の總追捕使にて鎮東夷、守國家。其後平將軍貞盛孫上總介直方鎌倉に家居す、鎮守府將軍兼伊豫守源賴義いまだ相模守にて下向せし時直方が婿となり給ひて八幡太郎義家出生し給ひしかば、鎌

倉を護り給ひしより以來、源家相傳の地として去る治承五年辛丑に右幕下征夷大將軍鶴岡八幡宮を崇めたてまつり給ふ。

○かまくら抄

抑も三浦、鎌倉兩郡の地たるや、長く海中に突き出で、相模灘と東京灣との間に狹まれ居り且つ海岸の屈曲甚だ多きを以て風景の佳絶なるもの枚擧に遑あらず、されば代々の將軍が三浦半島に出遊し海岸の勝景を賞覽せられしこと幾度なるを知らず東鑑によりて一例せん。

○後鳥羽天皇の建久四年(紀元一八五三)七月十日には、將軍賴朝小坪(又小壺とも書く)の邊を遊覽せらる、時に海濱涼風に屬す、長江、大多和の晝假屋を濱灣に構へて賴朝を迎へ、盃酒椀飯を獻じ、漁人又釣を垂れ、壯士的を射、事毎に感興を添へ、黄昏に及んで還れりと云ふ。

○土御門天皇正治二年(紀元一八六〇)九月二日には、將軍賴家も、小坪の海邊を歴覽せられ海上に船を粧ひ、盃酒を獻ず、而るに朝比奈三郎義秀、水練の間あり、此次でに其藝を顯すべきよし命せられければ、義秀船より下り海上に浮み、往還數十度、結局波の底に入り暫く見えず、諸人恠みをなす所に、生たる鮫、三喉を提げて御船の前に浮み上り、満座感じ入りたりといふ。小坪は飯島の東の漁村にして此浦を鷺が浦とも云ひ風景に富めり。

○承久三年五月十五日、將軍賴經、神武寺藥師堂及岩殿觀音堂に參拜。

○建久五年八月二十六日、將軍賴朝、多古江河(田越川)邊を逍遙す。

○建久五年(紀元一八五四)閏八月一日、將軍賴朝、三崎に遊船。

○同 九月六日、將軍賴朝、三崎の別業に渡御。

○文治元年(紀元一八四五)正月二十一日、賴朝、政子、栗濱明神に參詣。

○建久六年(紀元一八五五)十月廿六日、賴朝、栗濱大明神參詣。

○建保二年(紀元一八七四)二月十四日、實朝 杜戸もりとにて煙霞の興を催さる。

○同 三年三月五日、實朝花を覽んが爲め横須賀に御出あり。

○安貞二年(紀元一八八八)四月十六日、將軍賴經、杜戸に御出あり。

○寛喜元年(紀元一八八九)四月十七日、頼經、三崎出遊。

○同 二年三月十九日、頼經三崎出遊、三泊して還る。

○鎌倉管領九代記

當家は三浦大介義明、そのかみ、右大將家に忠勤をつくして討死せしより以後、源家累代の重臣として、此所の主となり一門の大名、諸國の受領九十三人、門葉有司すでに五百餘人、扶桑一州の間に、誰かは輕しめ思はん、然る所に中古、元弘の亂世に、三浦介時繼入道、すなはち相模二郎時行に與して反逆を企て、尾州の熱田にて生捕れ、六條河原において誅せらる、其子高繼は高倉の惠源禪門に與して、討れしより此かた、門族衰へ威勞ちから磷うすらぎけれども、猶相州の内には肩をならぶる人なし。

○管窺武鑑

三浦義村の一男、尾張權介知村より十一代、相模守義爲は、父義益より三浦郡二箇所を譲られしが、剛強にして一郡切平げ、愛甲、高座二郡過半打靡け、武州へも少々手をかけ、房州へも渡御し、川名、ハザマ、白濱など、申所迄切取支配仕る、

子爲成の代に安房の屋形は里見義堯公なり、爲成里見屋形へ附屬す、永祿七年市川(國府臺)合戦の後、小田原氏康の威光強くなり、爲成三浦を捨て、房州へゆく。云々

○奥州後三年記 (金澤の柵を攻むるの條)

相模の國の住人、鎌倉の權五郎景政といふ者あり、先祖より聞え高き、つはものなり、年纔に十六歳にして、大軍の前にありて、命をすて、たゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ、首を射貫きて兜の鉢付の板に、射付られぬ、矢をおりかけて當の矢を射て、敵を射とりつ、さてのち退き、歸りて兜をぬぎて景政手負ひたりとて、のけざまに、ふしぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次と云ふものあり、これも聞え高き者なり、つらぬきをばきながら景政が顔をふまへて、矢をぬかんとす、景政ふしながら刀をぬきて、爲次が、くさずりをとらへて、あげさまにつかんとす、爲次驚きて、こはいかに、などかくは、するぞといふ、景政がいふやう、弓箭にあたりて死するは、つはものゝ、のぞむところなり、いかでか生ながら足にてつらをふまゝるゝ事あらん、しかじ汝を、かたきとしてわれ爰にて死なんといふ、爲次舌をまき

て、いふ事なし、膝をかゞめ顔を抑へて矢をぬきつ、多くの人は是を見聞、景政が功名いよくならびなし。

(景政を祀れる五靈社半島に多し)

○武相郷土史論 (日本歴史、地理學會編)

北條早雲は先づ三浦氏を亡ぼさなければ、武相經營が思ふやうに出来ないので、三浦征伐に掛つたのであります、三浦氏は御承知の通り、鎌倉以來三浦郡を領して居つて頗る豪族である、此時には三浦義同其子の義意と云ふものがあつて、義意が三浦郡の新井城に居り、義同は相模大住郡の岡崎と云ふ城に居つて、さうして上杉に屬して居つた、此岡崎の城が武相經營の邪魔になる、これ故に、早雲の武相經營に取りましては、頗る三浦が邪魔であるから、永正九年八月に早雲は自ら兵を率ゐて岡崎城を攻めて到頭之を陥したのである。

さうして三浦義同は三浦郡の住吉城●●に落ちてしまつた、早雲は鎌倉郡の玉繩と云ふ所に城を造つて之を根據として三浦を屢々討つた。其結果三浦義同は敗れて息子の義意と共に新井城に楯籠つた、するゝ随つて之を攻めて三年間之を圍んだとありますが。それで新井城が愈々落ちんとしたので、江戸の城主の上杉朝良が、江戸の城に於て此事を聞きまして、三浦氏が若し亡びたならば、其憂は必ず我に及ぶに相違ないからして、三浦を救はなければ江戸が殆いと云ふ所から、自身で兵を率ゐて、相模の中郡、大住郡まで出て來ました、所が早雲は鎌倉郡の玉繩と云ふ所で邀へ戦つて大に撃破した、そこで上杉朝良は目的を果さずして、江戸の城に逃げて歸つてしまつた、此時に早雲は自分の太刀をば伊豆の三島神社に奉納して、自筆で添狀を書いて之を納め、此の戦に勝つたことは神の冥護であると云ふことで、御禮を申したのであります、其刀と其添狀は今以て三島神社に保存せられて居ります。茲に於て早雲は三浦を亡ぼすに直ぐに、三浦岬に城を築きまして、さうして安房の里見氏に備へました、此時丁度里見氏が安房國に勃興しまして、さうして戦艦を以て三浦郡を侵略しようとする勢があつたので、早雲は之に備へたのであります。

(文學博士田中義成)

○日本人名辭書

三浦義同は本名高行、上杉高政の子なり、三浦時高取りて以て嗣とす、因て三浦氏を冒す勇銳にして物を凌ぐ、晩年時高、子高教を擧ぐるに及び、義同を廢して之を立てんと欲す、義同相州總世寺に入りて僧となる、明應二年兵を起し五年九月時高を相州新井城に攻て之を殺し、相州三浦の地を併せ領す、永正八年新井城を子義意に譲り自ら相州岡崎城を修めて居る、髪を削りて道寸と號す、岡崎の地嶮にして糧足る、義意の爲めに上總人眞里谷某の女を娶り以て外援と爲す、意私に武相を畧せんと欲す、而して苟も上杉氏の命に背かず、會々北條早雲三浦を併せ相豆を統ぶるの志あり、陽に柔弱を示して與に衡を争はず、道寸嘗て四位少將兼陸奥守を渴望す之を足利成氏に請ひ和歌を詠じて之に贈る、歌に曰く「老の闇よるく思ひ續くれば、六十の關も替るなりけり」成氏爲に京師に請ひて從四位下に叙し陸奥守に任ず子義意從五位下に叙し彈正少弼に任ず、五年八月北條早雲兵を起して來り岡崎城を圍む禦戦利あらず道寸逃れて住吉城に入りまた走りて新井城を保つ(中略)早雲小坪長坂等を踰え急に來り偪る(中略)義同和歌を嗜み又書に巧みなり、古今集の秘奥を東常縁に傳ふ、平素干戈の餘力あれば則ち和歌を詠じて興を遣る、子義意幼字荒二郎、父と城を守る力盡きて死戦し士卒皆斃る時に歳二十一。

○和漢三才圖會

三浦義意は義同の子なり、彈正少弼に任じ從五位下に叙す、荒次郎と稱す、上杉朝興に仕ふ、父と共に相州新井城に據り北條早雲と戦ふ、永正十五年七月十一日城中糧盡き如何ともする能はず義意時に二十一、身の長七尺五寸、力八十五人を兼ね一文二尺の棍棒を揮て出で戦ひ五百餘人を打殺し自刎して死す、早雲之を梟す眼を閉ぢざること二年。

○三浦大介及三浦黨

關東に於ける源平兩氏

源經基 清和天皇第六皇子貞純親王の長子なるを以て六孫王と稱し源朝臣の姓を賜はり、承平中武藏介を勤め、武藏權守興世王が異心を抱きて、相馬小次郎將門に通

謀するを覺り、密かに上洛して之を上奏した、朝廷疑うて納れざりしに幾もなく將門の反跡顯はれ、經基は嘉賞せられて從五位下を授けらる。

征東將軍藤原忠文に從つて將門征伐の途に上りしに、貞盛、秀卿等によりて亂平ぎたりと聞き、途より引き返し尋いで大宰少貳に任じ、追捕凶賊使となり小野好古に從つて前伊豫守藤原純友を討ち後、武藏守、鎮守府將軍を歴、天曆中上野介となり正五位下に進む。

源 滿仲 「利劍あらざれば威を示し難し」とて筑前より名匠を召し鍛鍊六十餘日にして二刀を得「鬚截」、「膝丸」と命名して源家の傳寶とせり。

常陸、武藏、陸奥等の守介、及左馬權頭、治部大輔に歷任し、鎮守府將軍を勤め正四位下に叙し内昇殿聽さる。

源 賴信 治部權少輔、左馬權頭、伊勢、陸奥、甲斐、上野、常陸等の守介に歷任し鎮守府將軍に拜せられて從四位に至つた、長元元年前上總介平忠常亂を下總に作り、州郡を侵掠し、族衆強盛を極め、檢非違使上野介平直方は討平の命を完うせずして召還せられた、賴信時に甲斐守であつた、征伐の勅を拜し兵の集るを俟たずして直ちに下總に向つた、忠常、賴信馳向ふと聞きて戰はずして降伏せり、以て其勇武なりしを知るべし、後軍功により丹波守、美濃守を經、永承三年八十一歳にて卒去。

源 賴義 父賴信に從つて長元の役に功を立て坂東將士の信望を獲た、騎射は最も長ずる所である、上野介直方之を重んじ進んで其の女を妻はした、相模守と爲り弓馬の士争うて門客と爲つた、三浦平太夫爲通も亦其の麾下に屬した、實に三浦氏と源氏との關係は茲に其端を開く、前九年の役に於て正四位下、伊豫守に任せられた、戰捷を報謝して鎌倉に石清水八幡宮を勸請した。

源 義家 三浦平太郎爲繼、秩父十郎武綱、鎌倉權五郎景政等を率ひ後三年の役を平げ私財を分ちて功賞を行ひ東國武人の心服を得た事は有名な話である。

源 爲義 檢非違使、從五位下に任せられ六條判官と呼ばれ東國武人の棟梁として仰かれた。

平氏

葛原親王——常陸大守、

平高望——上總介。

平國香——常陸大掾、

平良將——鎮守府將軍。

平良文——相模に莊園を開拓。鎮守府將軍

一族東國の守介に任せられ源氏に先だつて、勢力を扶植し、後源氏と對立、拮抗し、天慶、長元の亂にて勢力頓挫し宗族源氏の下風に立ち、前九年、後三年の兩役にて全く源氏の家人となり、平氏の嫡流は壓せられて屑しとせず關西に走る。

平維衡(貞盛の子)——江勢地方、維茂(維衡の從弟)——信越地方

□半島内の遺蹟

本町到る處に散在する矢倉、横穴の研究に資せん爲め本町外にして既に考古學者の研究にかゝるもの二、三を紹介すれば

○武相考古 (石野瑛著及び日本原人の研究 清野醫學博士著による)

三崎、諸磯、貝塚、出口若松氏所有の竹藪中のもの所謂、諸磯式土器の本場なり。

三崎、鵜ヶ島臺の遺蹟、石器、石鏃、石鏃屑、土器破片この系統は彌生式に屬するもの。

三崎、千駄、矢倉、(北條五代記には常に米穀千駄積み置くとあり)及附近辨天窟、其他數個の横穴

から彌生式土器出ず。

浦賀、鴨居鳥ヶ崎の横穴、海岸の石灰岩質の岩壁、採集遺物、齋部の甕、壺、瓶、提

瓶、高杯、皿、銅鏡、瑪瑙管玉、滑石管玉、琥珀管玉、硝子製の小玉、青銅鏡、鏝、

直刀、鏃、人骨等。

西浦、佐島の横穴と五輪塔、佐島海岸に突出した岩山、三浦札所二十八番の觀音安置

せらる、俗に觀音山と云ふ。埴輪、土器、石塔、直刀、人骨等出ず、横穴の一つに

は三十餘基の五輪塔が出土した。

(五輪塔は平安中期から始まり鎌倉時代に至つて一般に行はれ空、風、火、水、地の五大を表した方石、圓石を組合すものなり)

(参考)

彌生式土器 東京本郷彌生町に最初に発見せられしより命名、我國西方系統の遺物にして或は隼人系統の民族の遺物と云ひ或は天孫民族の遺物なりとも傳へ、特徴として焼方は赤褐色にて形も模様も極めて簡單にて多くは高坏風のもの多く模様もないものが多い、あつても所謂幾何學的模様である。

アイヌ式土器 我國東北方の系統、コロボツクル即ちアイヌ系統にて關東、奥羽地方より多く出で形は千變萬化で色は鼠色或は茶褐色模様も複雑である。

○土中の日本 (國史講習會發行)

從來日本石器時代遺跡に二種あるといふ説を採つてゐるものである、之れはアイヌ式遺跡と彌生式遺跡とである、而してこれに各々形體的人類學上の意義が關聯してゐると思ふ、即ち甲は時代古くして日本原住民たるアイヌ人種の直系祖先、又は既に此時代に於て他の遅れて來住せる人種の血を幾分か混入せるアイヌ種族のもの、乙はこの遅れて亞細亞大陸から來住せる日本民族の基本成分たるモンゴリヤ種族のものであらうと考へて居る。云々

(日本書紀) 景行天皇の日本武尊に賜はつた勅語に當地方の蝦夷の状態を述べて。

「冬は則ち穴に宿し、夏は則ち巢に住む」とある。又古事記に天皇の宮殿の事を「天の御巢」と云つて居る。

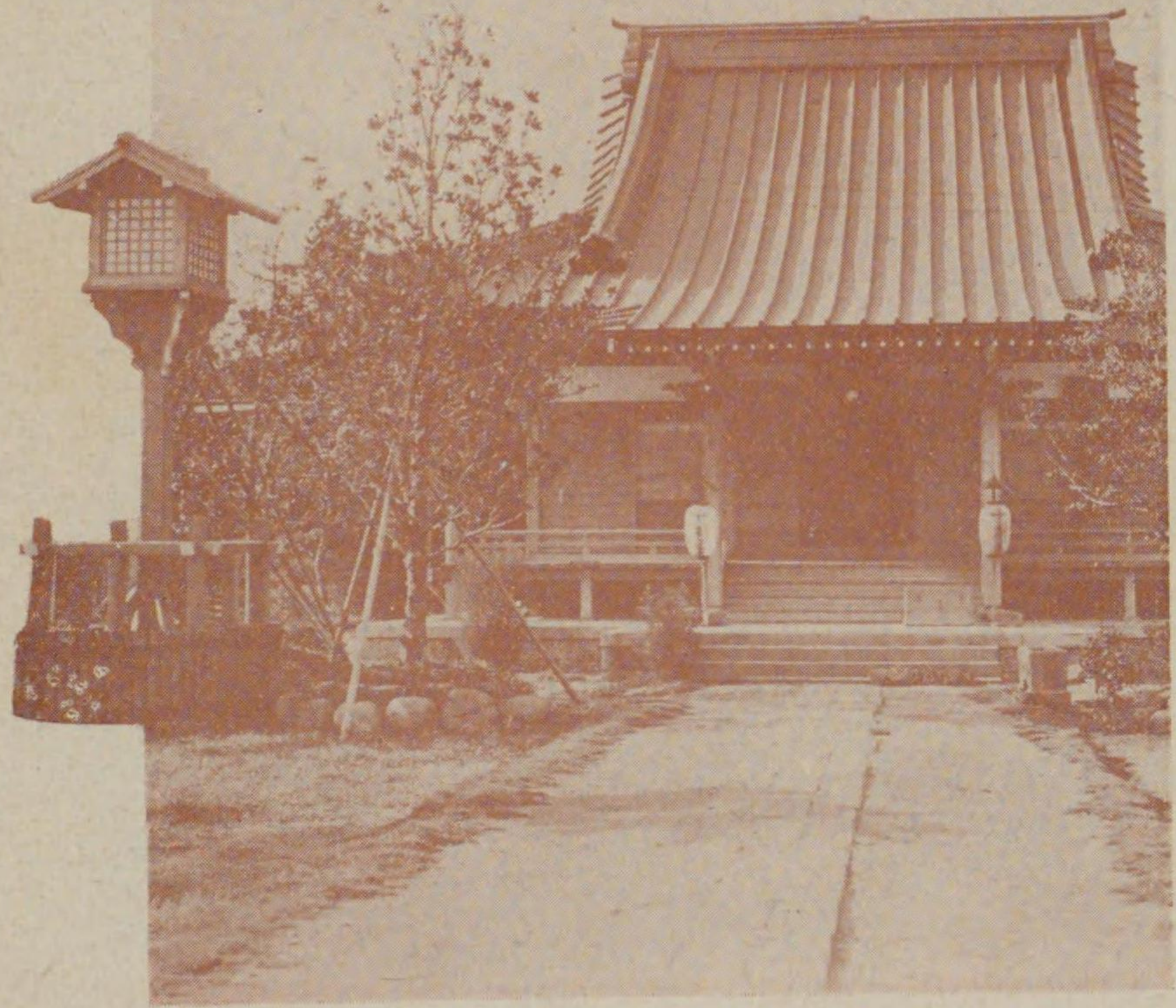
○定加助合村々石高帳 文政十一戊子年四月改(松岡富義藏)

小坪村	二四一・五一二 ^石	久野谷村	三五二・一七三 ^合
逗子村	二五六・七六〇	山野根村	八九・四〇六
櫻山村	四六〇・五五八	沼間村	二八三・七九四
長柄村	三一八・三六六	堀内村	三七六・九七〇
一色村	三三五・九五七	田浦村	二四八・八七七

□三浦郡面積及人口

面積は陸軍省陸地測量部大正十五年七月一日發表。人口は昭和二年八月發行(昭和元年末調査)神奈川縣統計時報による。括弧内は大正十四年十月一日國勢調査の結果。

延命地藏尊



延命寺本堂

西浦村	武山	長井町	初聲村	三崎町	南下浦村	北下浦村	運子町	葉山町	衣笠村	久里濱村	浦賀町	田浦町	三浦郡
〇・九五四	〇・五五九	〇・二四〇	〇・六六七	〇・四七六	〇・八三八	〇・六三五	一・一一一	一・一一七	〇・七四五	〇・四八九	〇・八九一	〇・六七四	九・三九六
九〇四	四三一	八八五	六〇七	二、二三七	一、〇八〇	六六〇	二、五〇二	一、六一六	一、一二〇	七三八	三、七〇〇	三、六三七	二〇、一一九
五、七六〇	二、三四七	五、一二八	三、九九六	一一、八七二	六、九二一	四、〇五〇	一一、二二二	八、七五五	五、三八三	三、九一一	二〇、四二七	一七、九九四	一〇八、七五六
(五、二八六)	(二、三一)	(四、八八〇)	(三、五六七)	(一一、二六七)	(六、七二七)	(三、七三七)	(一一、〇二六)	(八、二五二)	(五、一〇七)	(三、九〇七)	(一八、六七三)	(二〇、五四七)	(二〇六、二八七)



八幡宮



三浦道香之墓

各 説

抑々三浦武士の目覺ましき奮戦の歴史は半島内至る所に充溢す、中にも本町は地勢上其關門たるの故を以て深く考究すれば、道傍の一木一石たりとも必ずや綿々たる史實を物語るらん。星移り物變る茲に八百年、其の貴き史蹟漸く世人に忘れられんとす、以下順を追ふて主なる史實を採録せん。

一、逗 子

(風土記)

村に傳ふる天正十八年、北條氏の文書には豆師つしと記す、正保の改には豆子と載す。

北條氏の臣山中上野某、氏康に仕へ、三浦厨子城を預り後、氏康の命により美濃守氏規(韭山城主)の家老となると家譜に見ゆ。

厨子の唱へ同じければ此の地の事なるべし、今土人其城跡を傳へず。

植村俊平氏別邸を營まんと工事中、土中より赤褐色の徑一寸乃至二寸の石に悉く梵字を書したるもの石油箱に

五六個分ありしと、當時問題として研究せられしも今二説あり、一は厨子城の遺蹟にして地祭に使用せられしものなりと、又三浦平九郎胤義の四兒斬られてより後數年僧正じやうがう定家田越河原に許多の石塔を建てたることありしが其遺蹟なりと。

□逗子・名稱・起原

につきては當地の古刹延命寺に、行基自作と傳ふる延命地藏尊あり、それを安置する厨子(長さ三尺五寸)弘法大師下野の國二荒山登參の砌當寺に立寄り設けられしものにして住民尊信の標的となりたれば、何時しか此土地を稱して厨子と呼ぶに至ると傳ふ。

今に傳はる地藏尊はそのまゝなれど厨子は度々の火災にて焼失し後世の作なりと。

□徳富蘇峯先生よりの史料

近世日本國民史豊臣氏時代 丙篇 「第四章一九、双方の戦闘準備」九五—六より抄録に付同書前後の文章を參照

三月七日(天正十八年)には三浦逗子村に令し、農工商を問はず、豫じめ兵器を備へ、命を俟つて、軍に會せしめた。

今度西國衆出張、此時於_二何口_一成共、無_二被_レ遂_二御一戰_一、可_レ被_レ爲_二打果_一候間、至_二町人諸商人諸細工人以下_一、或弓鎗、或鐵砲、小旗以下致_二支度_一、御下知次第可_二走廻_一候。今度抽而其心ばせを致、相當之武器等相嗜、致_二忠信_一付而者、御本意之上、任_レ望可_レ有_二御褒美_一候。各指南手脇之者にも、此筋目、態々爲_二申聞_一、可_レ致_二其覺悟_一由、被_二仰出_一者也。仍如_レ件。

庚寅(天正十八年)三月五日

朱 印 (氏直)

豆 師 (逗子)

此れは必ずしも逗子のみに限らず、北條氏の管内一般に觸れたるものと察せらる。彼等は遅蒔ながら、兎も角も戦備を整へつゝあつた。

○大日本地名辭書 (吉田東伍)

逗子は古書に豆師に作る、延命寺には永正十年三浦道香一族戦死の墓あり、道香は道寸の舍弟也、豆師は天正十八年文書に見え、一書には厨子にも作る、豆師は圖師

の訛か、案主、公文、圖師など、中代の莊田菅司の給人職名に見ゆ。

○逗子町の中心 今逗子區には町役場、幼稚園、小學校、女學校、中學校、警部補派出所、郵便局、銀行、停車場等ありて、本町の中核をなす。

□役場

役場事務は新宿會所(高橋重直方)にて取りたるも後延命寺に移り約十年間此處にて事務を取る更に今の場所に廳舎を造り、明治二十五年之れに移れり、二階建なりしも大正十二年震災にて全潰せしを以て今の假廳舎を建つるに至る。

○歴代町村長

自明治	二二、	五、二
至同	二二、	七、二
自同	二二、	八、二
至同	二六、	九、二
自同	二六、	一〇、一
至同	三一、	五、一
自同	三一、	五、二
至同	三四、	二、八

高橋安行 (直次郎氏の先代)

高松左織

桐ヶ谷良吉

林半助



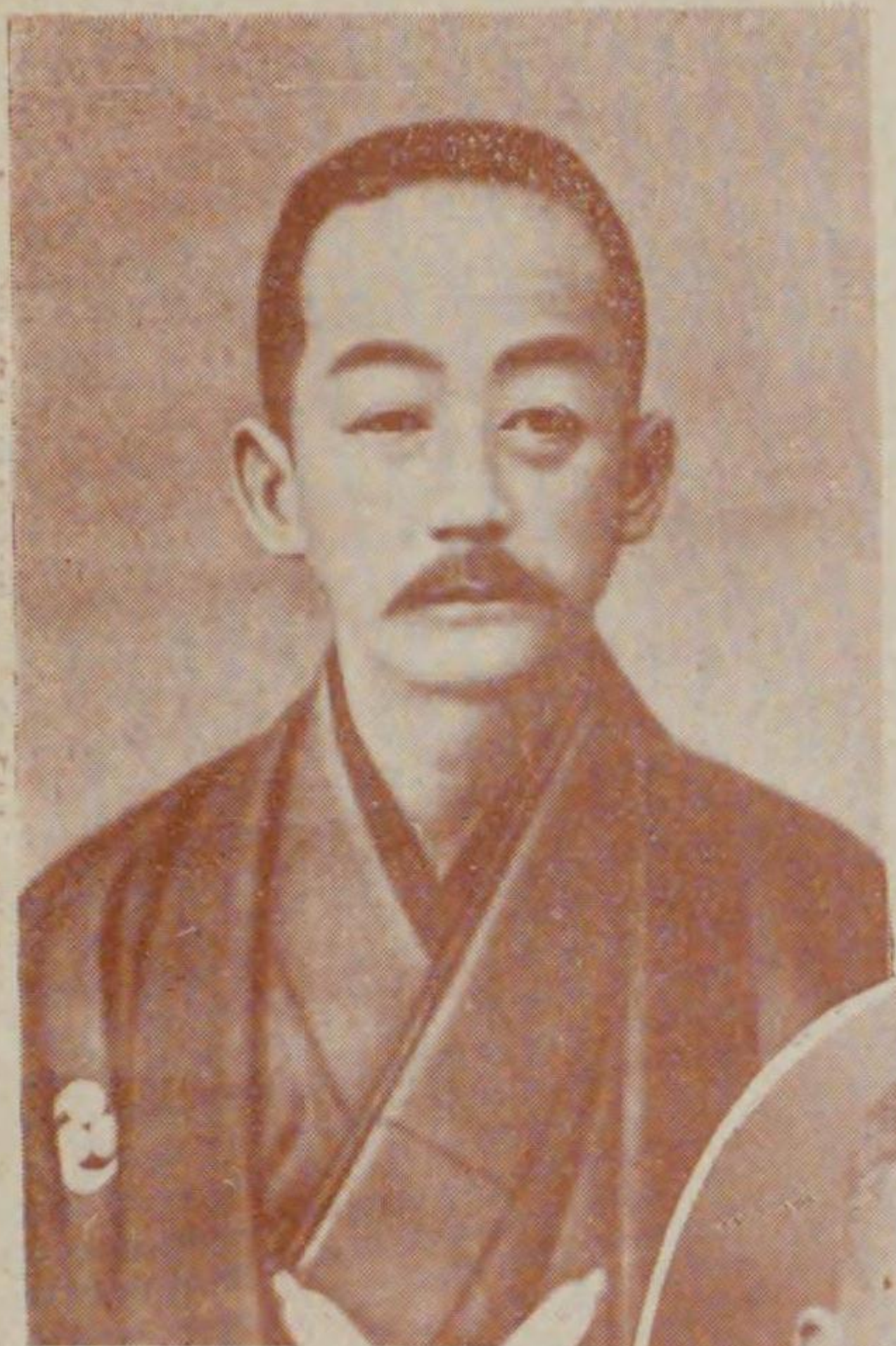
高橋安行



桐ヶ谷良吉



林半助



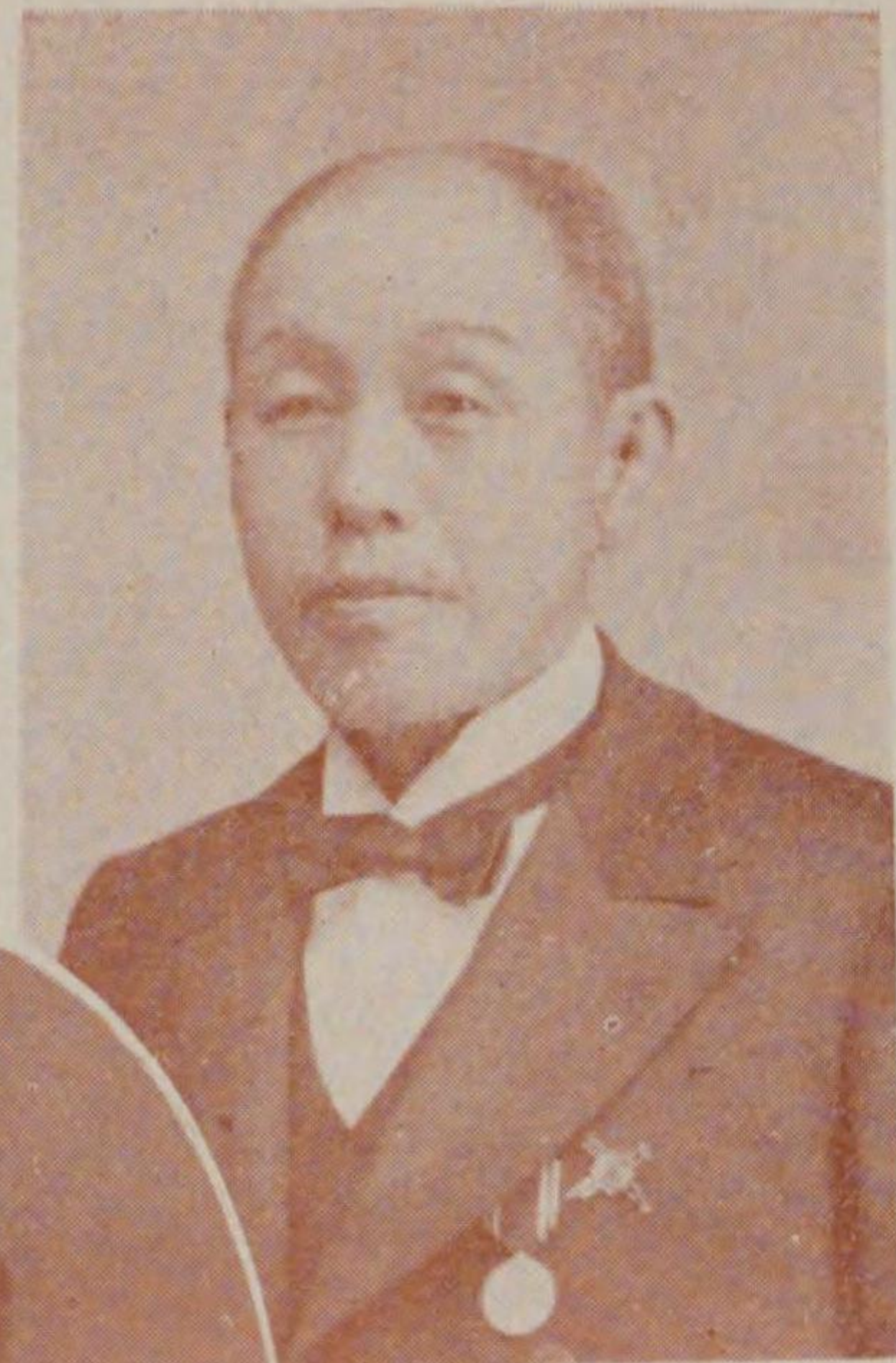
高松左織



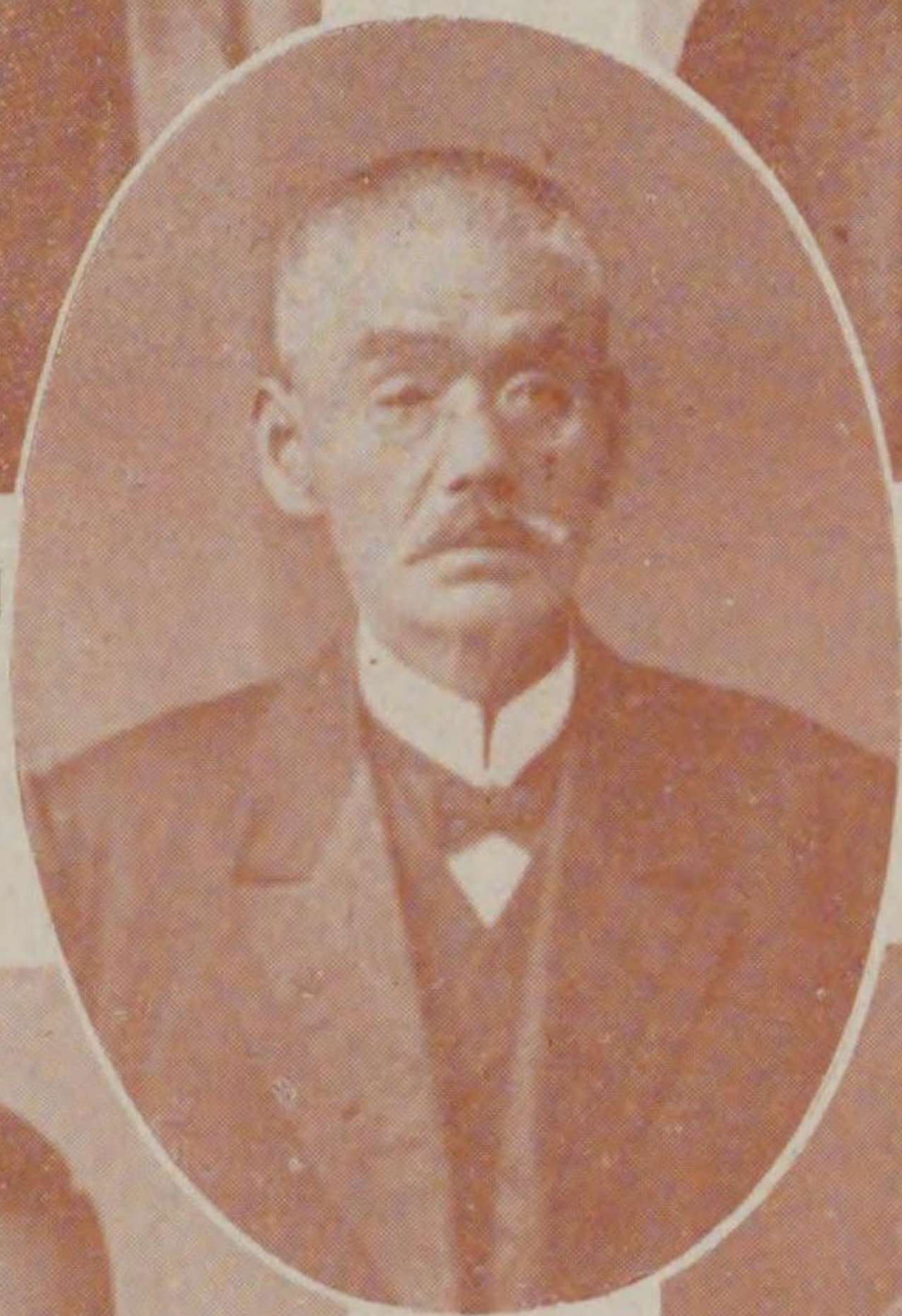
鈴木久左衛門



助新谷ヶ桐



郎三藤林小



菊池兵之助



司章林小



介敏田池

自同	三四、七三、二八六	鈴木久左衛門
自同	三五、八、一二	小林藤三郎
自同	三九、八、一二	桐ヶ谷良吉
自同	四三、八、一二	桐ヶ谷新助
自同	四三、八、二〇	菊池兵之助
至大正	元、一、八〇	池田敏介
自同	元、一、三〇	小林章司
自同	五、四、一四	
自同	五、〇、二六	
自同	九、一〇、二五	
自同	九、一、一二	

(以後町長)

○歴代助役

桐ヶ谷良吉	鈴木治平	林半助	和田鶴太郎
安田綱藏	鈴木信太郎	池田嘉稔	鈴木勝太郎
鈴木信太郎	石黒七五郎	産形榮太郎	

各 説

□ 學校其他

○ 逗子小學校

一、學制頒布以前 私宅、寺院に於て行はる。

(私宅) 逗子 菊池平治郎、菊池幸右衛門、石渡正敏、池子林 半助。

讀本(男 實語教—今 川—御成敗式目—四書)の順序
(女 百人首—女今川—女大學)

一、學制發布(明治五年八月二日)以後

菊池丈成氏宅にて秦雄四郎氏教鞭を取る。

明治七年七月一日より延命寺に於て行はる。

明治十二年十月十日新校舍落成、高松左織氏校長となる。以後の校長—北川岩太郎—君島安五郎—駒見時三郎—山田武臣—藤崎金一郎—佐藤喜作(今の校地に移る)—青木勇治郎—井上嘉一郎—荒井友三郎

○ 附設幼稚園 明治四十四年創立

○ 町立逗子實科高等女學校 大正十一年創立

千葉吾一氏 町醫並に校醫として明治三十五年より大正十五年に至る二十五ヶ年間専心其業に盡瘁し三浦郡醫師會長、同學校醫會長の職にありたり。

一、位 置

經度百三十九度三十五分十三秒
緯度三十五度十七分三十一秒

(文部省測地學委員會調査)

○ 私立開成中學校 明治三十六年東京開成中學校の創立者にして校長たる現鎌倉高等

女學校長田邊新之助氏此地に私立第二開成中學校を創立し初期は池子東昌寺に於てせるも後今の地に校舍を營み堅實なる基礎を築かれたり、故に今の徽章は東京開成のものに第二の「二」を加へたるのみなり、後發展して獨立し單に開成中學校と稱す。

當初よりの學校長—田邊新之助—太田澄三郎—棚橋鉾六—中久木信順(代理)—永山盛良—宇高兵作(代理)—岡田三善—奥宮衛

校主の變遷—石田羊一郎—橋健三—千葉吾一—太田澄三郎—田邊新之助—矢野義徹—松本信成—神田鑑藏

○ 警部補派出所 震災前迄は部長派出所なりしも大正十三年に警部補派出所に昇格し

大正十四年一月署舎落成す。

○ 郵便局 一般郵便を開始せしは明治三十七年十二月二十日にして、一般電報を開始

せしは明治四十三年八月六日なり。

○ 停車場 明治二十二年六月十五日開通せられ、順次發達して大正十三年横須賀線全

部複線となり、大正十五年電氣機關車となる。

延命寺

(風土記) 黄雲山地藏院と號す、古義真言宗 高野山金剛峯寺末本尊 大日如來又延命地藏尊
を置く 是舊の本尊なり行基作長六寸五分當寺は行基の開基にして僧朝賢中興す 賢、天文二十年
三月十五日寂す 三浦氏及北條氏代々の祈願所なりしと云ふ。寺領五石の御朱印は天正十
九年十一月賜ふ。其地 山村にあり。

寺寶

不動畫像二幅

一は弘法筆、三浦義明寄附
一は智證筆、北條氏直寄附と云ふ

弘法大師畫像 一幅

古文書 二通

一は天正十一年七月北條氏の與ふる所山中上野介の奉書なり、虎朱印を押す、見本郡雨乞の
祈念精誠を抽べきの由、當寺及妙音寺に令する所なり。一は豊太閤が小出甚右衛門等九人に與ふる書翰なり
傳來の由來詳ならず。

鐘樓

大正十五年建立、文政五年再造の鐘をかく

(元祿三年の舊銘を鐫る)

鐘銘

相州三浦郡逗子郷 黄雲山地藏密院延命寺鐘銘並序。

夫鐘者脫苦功深如滄海 得樂之德廣同大虛聲 盡源底響徹實際故以吒王免刀輪梁武開
獄闔長眠頓驚永夜忽曉經曰一廳聲當願衆 生脫三界苦速證菩提即是也 况亦八部隨音
駢填三尊應響輻湊智之檀道之主者歟夫延命寺者行基資始密徒終住而以降寒暑屢迂星霜
荒日殿堂 陵夷鐘鼓朽敗不知何世嗟乎可稱伽藍者皆今柱礎也 殘院纔在力闕修補粵小
子快尊苟稱住持厚悲深闕終募覆輿郡里添力堂宇已成可謂不懈及古乎復意道場偉者不可
無鐘勸策檀越乞索淨財鑄造不日果不食言誠是三寶之至德十方之果福曩施功不虛家必有
禎祥現世安隱後世善處與一切衆生歷無量劫永破四生之愛輪共入一阿之覺

殿銘曰

延命精舍	新鑄雲鯨	衆力星聚	蒲穿玉盈	逸響千里	靈籟五更
規則勇爲	遠近傾誠	吒王茲得	永脫纏縈	梁武焉以	了發道情
業障山碎	般若海完	三密行緊	五相觀明	吕此功德	願與群生
共登正覺	傳龍華城				

元祿三龍集庚午正月二十一日

願主 權大僧都 法印 快尊

玉藏院 尊慶

文政五壬午天十二月吉日

黃雲山地藏密院延命寺

再造願主 阿遮梨法印照如。

同 門末中

同 惣檀方中

安房國本丸郷石神住

治工 鈴木傳左衛門藤原正方

支院廢跡 正覺院、普門院、淨本坊、以上慶長中迄存せしと云ふ。

今存する末寺は本郡に十二ヶ寺あり。

池子 東昌寺 沼間 光照寺 櫻山 金剛寺 櫻山 宗泰寺 長柄 長運寺

長柄 仙光院 堀内 慶増院 一色 玉藏院 秋谷 圓乘院 下宮田 妙音院

津久井 東光寺 小坪 佛乘院

○世代

開基行基より七十一世現住(本瑞師)に至るも度々の炎上にて詳ならず、位牌の存するもの左の如し。

範 譽、快 尊、宥 覺……以上年代不詳

朝 賢 (天文二十年) 善 譽 (永祿二年)

宥 範 (正保二年) 賢 榮 (延寶二年)

尊 榮 (貞享丙寅) 慶 辨 (寶永五年)

津 海 (寶永七年) 密 通 (寛保元年)

理 海 (延享元年) 義 靜 (寶歷八年)

知 隆 (寶歷十一年) 隆 瑩 (寛政十一年)

玉 鉉 (享和三年) 演 如 (文政二年)

照如 (文政十一年)

旭全 (弘化四年)

龍雲 (明治二十七年)

瑞旭 (明治四十一年)

瑞嚴 (大正十二年)

本瑞 (現住第七十一世)

○建築物

一、本堂 間口 六間九尺 奥行 七間一尺二寸

一、向拜 同 二 間 同 一間一尺

一、鐘樓堂 同 一間半 同 一間半

一、庫裡 約百坪のもの設計中

(寺傳) 直言宗高野派中本寺 延命寺

○現在本尊 大日如來、木像御丈二尺一寸、惣丈五尺三寸、作者鎌倉三橋薩摩、願主尊榮代、門檀寄附、貞享四年に彫刻す

○元本尊 延命地藏菩薩、古來の本尊也、御丈一尺一寸、二童子御丈五寸、厨子丈二尺九寸、天平年中行基菩薩の作也と云々。

○由緒 夫れ當山は仁皇四十五代聖武天皇、天平年中行基菩薩の開創にして、御自作の延命地藏尊を安置し給ひし古刹也、今相州三浦郡津師郷黃雲園延命寺舊記を按ずるに、天平年中行基菩薩東國抖擻の次で、當山に留錫し給ひ或夜空中を視給ふに黃雲園林の上に、靈巖ひき延命地藏尊忽然として端嚴微妙の相を示現し給へり、菩薩仰信歡喜措く所を知らず、直ちに木を刻して其妙相を殘し伽藍を草創し給へりと、是れ當山の由來にして嘗て地藏菩薩を本尊に安置し奉る所以なり、されば當山は菩薩有縁の道場にして利生有便の勝境也。

仁王八十二代後鳥羽院文治年中三浦氏の一黨大に當寺を修補して祈願寺となす、仁王百四代後柏原天皇永正年中、三浦道寸の弟沙彌道香當堂に於て自害す、道香の家臣菊池氏沙彌了祐、再び當寺に修理を加へ地藏大士に回向して其冥福を祈る、永祿年中小田原城主北條氏直公亦深く當寺を尊信す。天正十九辛卯年十一月征夷大將軍源家康公御朱印を下附す。然れとも慶長の末季當伽藍衰微の跡を印するや、頼雄、榮尊、師資相繼ひで起り承應年間専ら之れが復興を計り貞享丙寅八月二十四日工を起

し翌年丁卯孟春竣工す、新たに大日如來の尊像を造立し奉りて本尊となす、蓋し地藏大菩薩本地法身摩訶毘盧舍那如來なればなり、爾後の先師、檀越護持綿々たり、明治二十九年冬祝融の災あり、輪煥たる本堂客殿悉く烏有に歸す、幸にも本尊並に地藏菩薩其他の佛體皆無事なるを得たるは不可思議の靈驗なり、此に於て瑞旭師直ちに檀信篤志に審議し再興を企圖せしも、日清戦後の影響を受け續て三十七八年戦役に遭遇せしを以て假本堂のみにて有りし處(中畧)大正十二年九月一日の震災にて假本堂、庫裡、鐘樓、土藏、山門以下九棟全潰す。

(編者附加) 然れども現住職阪口本瑞師(大正十二年五月三十一日任命) 高德にして歸依多く大正十五年本堂並に鐘樓の恢興を見るに至る。

本堂

正面 大日如來、その後 延命地藏尊
 右に 藥師如來 元山野根藥師堂にありしもの
きよす 清 荒神 元逗子(菊地本店前)荒神堂にありしもの。安産の守護神
 左に 中央弘法大師 左右に辨財天の像あり

○三浦道香墓

(風土記) 五輪塔あり、高三尺許、寺傳に道香は入道道寸の弟なり、道寸、北條氏綱と矛盾の時 永正十年七月七日道香、氏綱と此地に戦ひ軍破れ此寺に入て自害せりと云ふ、今に至り當日追福を修す、道香の帶せし正宗の短刀を傳へしかど慶長年中失へりと云ふ、又道香か一族の墓碑六基あり。

(吉田東伍地名辭書) 延命寺には永正十年三浦道香一族戦死の墓あり、道香は道寸の舍弟なり。

(三浦郡誌) 逗子小學校の斜前面に延命寺と云へる密院あり、寺内墓地の中央に一區を劃して、五輪塔の墓を並べたり、全て七基、傳へて云ふ、三浦道香主従の墓なりと。寺傳に據れば、道香は三浦道寸の弟、永正十年七月七日三浦氏、北條氏と戦ひ、道香敗績して、此地に自殺せりといふ。

(衣笠城主) 住吉城趾は鎌倉に接したる海岸の山上に在りて、三浦陸奥守義同が岡崎に敗れて退嬰した處である、北條新九郎氏綱と戦つて逗子に戦死したる三浦道香(義同の弟) 主従の墳墓は延命寺に在る。

(村誌) 三浦道香及從者の墓と呼ぶもの境内にあり、五輪塔七基あれども莓苔石を蝕して文字詳ならず。

往昔三浦道寸の弟道香、北條早雲と戦ひ破れて本村菊地幸右衛門宅に來り其主從七人遂に逃れ難きを察し該寺境内池の邊に於て共に自殺す、時の寺僧之を憐み栗木の傍に埋葬す、里老の口碑に傳ふ。

□八幡宮

(風土記)

村の鎮守なり、本地佛を置く、三尊彌陀の木像を鏡面に打付けしものなり。

中尊長三寸五分
脇士長各二寸

延命寺持

併れども此鏡面延命寺に藏せしに其後紛失して行方詳ならず。

(編者)

末社 稻荷、役場の南方にありしものを大正十二年一月十七日八幡宮境内に移す。

天王社、逗子親睦會員の建立するところなり。

今の八幡宮は大正十二年時の區長菊池新八等主唱奔走の結果改築せられ、震災を受けたれども幸に倒潰せず修理して今日に至る、毎年三月十五日は八幡宮。七月十六日は

太神宮 (今の停車場上にありしものを合祀す) の祭とすれど今は全部八幡宮の祭禮と稱す。

應神天皇、神功皇后を奉祀す。

又鎌倉鶴ヶ岡八幡に對して龜ヶ岡八幡と稱す。

银杏 社殿に向つて右に最大なるあり、周圍一丈一尺

左に二本あるも根は一つなり、大なるは周圍八尺七寸五分、小なるは六尺九寸五分

又右に樗一本あり、周圍九尺二寸五分、高さ何れも十間を越ゆ。

○淡島神社 龜井道路の傍にありしを往年石橋敏明氏清水橋傍に祭る。

○菊地氏 (風土記) 祖先沙彌了祐は俗稱を失ふ三浦道香の臣なり、道香戰死(延命寺内)の

後其冥福を修せんが爲めに延命寺を造替し遂に當村に土着す。

其子丹後より世々里正を勤めて幸右衛門に至る。

古文書 (天正十八年庚寅三月七日北條氏より當村へ出せし文書なり、其文意、豊太閤小田原出張により、

諸氏に至る迄武器等を用意し、各防戦を勵すべきの令書なり) 及馬具等を藏す。

通稱「いりの家」と稱し八幡宮の側三石田に廣大なる宅地を有してありしが、明治の初め斷絶して今日傳はらず、其後をうけしは菊池丈成氏、菊池成信(菊池峻治氏の父)なり

□田越川 太古要加波

(風土記)

沼間村の谷間より出で西流し櫻山村に至て海に入る、此川凡四名あり水源にては矢の根川。櫻山村に入りて鳥川。逗子區の界を流れて清水川と稱す。新宿の界に至て始て田越の名を得、夫より直に海に入る 川幅、源は僅二三間末は十二間に至る

東鑑には多古江川と書し、承久記は手越川に作る。

建久五年八月鎌倉將軍河邊遊覽の事あり。

「東鑑曰、八月二十六日將軍家御不例減氣之間相具右武衛御參勝長壽院永福寺等次逍遙多古江河邊給」

文覺流罪の後、六代御前此川邊にて害せられし事、平家物語に見ゆ、此故に古は御最
後川とも唱へしなり。

流の變遷

(編者)今延命寺の裏を流る、も古くは櫻山、逗子の境を流れたり。又役場前は

清水橋より龜井を迂廻して袋に至りしも大正十二年人工を以て一直線に開通せり。

水量 震災前は満潮の際は袋の通路及宗泰寺下の道路には常に氾濫して通行に困難

なる程なり、然るに今は四、五尺の隆起により全く水量減じて趣を變へたり。

○大日本地名辭書 (吉田東伍)

沼間池子の谷に出て逗子、櫻山の間を経て海に入る、長一里半許、田越とは田か谷の訛にして手越(古言、手にて綱を繰り舟を送り越すこと)にはあらざるべし、此川は舟を以て越すべき水量なければなり、又東鑑「建久五年八月將軍家逍遙多古江河邊」とあり、江灣の名に起る歟とも疑はる。

(編者)併し震災前はよく船を清水橋邊まで入れ居たる故前説を正しとすべきか、又一説に、往古今の逗子灣と田浦灣とは船を通ずる事を得、只田浦境の一部困難なりし故、人力にて船を越さしめしと今に船越の地名を存すと。

○徳川光圀編鎌倉誌

多古江或作田越河は、久野谷村の東南、多古江濱へ落る川なり。東鑑に、建久五年八月二十六日、頼朝、多古江河の邊に逍遙し給ふ、又、脱漏に、元仁二年九月八日多古江河原に入萬千基の石塔を立らるとあり、此川上、久野谷村より落て、多古江に入る所を御最後川と云ふ。相傳、六代御前の御最後の所なり、故に御最後川と名くこ。

里俗は誤て、ゴサイ川と云。平家物語に、六代御前は高雄の奥に行ひ澄して有けるが、終に關東へ下され岡邊權守泰綱に仰て、相模國田越河の端にて斬れにけり三十と有、此邊鹽燒濱なり。

□三浦平九郎胤義四兒の墓

(承久記) 平九郎判官胤義が末の子ども五人あり、胤義が母の屋部(衣笠村)の尼公、養育し玉ひて三浦にぞ候ける、すでに父胤義罪重うして自害せしかば其子どもなれば、悉く失はるべきに定りたり、伯父の駿河守義村此を承はつて郎黨小川十郎を使にて申やう、胤義御敵にまかり候上は其の子孫をして助けおかれんこと叶ふまじく候へば、それに侍る幼きもの共ことごとく御出し候べきよしを申つかはしければ、屋部の尼公さこそ悲しく思食せども力及ばず、十一になるをば一人留めて、九つ七つ五つ三つなる四人をば出されたり、十郎いかに大人しくおはします、豊玉殿をば出させ玉はぬぞと申ければ、尼公、されば是れは何れよりも相馴れて不慙なれば留むるぞ、その

代りには、尼が首を取れと云へば、十郎歸りまいりて此の由を申す、げにもかく尼は關東奉公他に殊なる駿河守にも母なり、御敵胤義にも母なれば憎うもいとほしく思召し力及ばず、一人をば助け玉ふ、四人のおさあひをも鎌倉中へは入られず、手越の川端におろし置きて此處に誅し奉らんとしければ、九・七・五のおさあひは乳人々々にとり付て泣悲しむ、三になる子は心もなければ乳人が乳房にとり付て手ずさみしてぞゐたりける、兵ども目もあてられず悲しく思へど日既にくれければ四人の首を搔き切てかへりぬ」とあり。一讀眼を掩はしむ。

○(三浦大觀) 平九郎胤義が子供五人あり、十一、九、七、五、三なり、祖母の尼養ひて三浦の屋部(衣笠村)といふ所にありける、彼の子供皆斬らるべきに定めらる、伯父駿河守義村承はりて、郎黨小川十郎屋部に向ひて此由申しければ、十一なる孫一人止めて、九、七、五、三、なる子供出したり、鎌倉中へは入るべからずとて手越の川端に下し置きたれば、九、七、五は乳母に取付て切られんとすると心得て泣悲しむ、三の子が何心もなく乳母の乳房に取付き手ずさみしてぞ居たりける、目も當

てられぬ有様なり、日既に暮れければ、さて有るべき事ならずとて、四つの首取つて参りぬ。

後數年(嘉祿元年九月)辨僧正、定豪をして此河原に許多の石塔を建てしめられしことあれども今傳はらぬ。

〔東鑑、脱漏曰、九月八日多古江河爲立八萬四千基石塔、辨僧正門弟等、相具之武州、駿州、三浦、駿河前司以下行向之被沙汰

(田越川懷古—三島中州)

回天事敗一身亡 刑及四孤尤斷腸

世上只稱元弘役 不知承久古勤王

○(かまくら) 生死は世の常、討死自害は武門の習とは言ひながら、頑是もなき幼童たちを、かくむざ／＼と殺戮するは豈酸鼻の至りならずや、當時、龍の口、腰越と此手越川の邊とは鎌倉の處刑場と定まり、恰も江戸の鈴が森と小塚原とに於けるが如くなりしかば、のち後堀河天皇嘉祿元年(紀八八五)九月八日、これ等諸の亡靈を吊らはんが爲にや、北條泰時は三浦義村等と共に多胡江河原に至り、辨僧正、門弟等をして、八萬四千基の石塔を建てしめし由、吾妻鏡に見ゆ。

○鎌倉時代史 (承久の亂)

三浦義村の態度 是時に於て三浦氏は北條氏以外に取残されたる殆んど唯一の閥族たりしのみならず、義村は其光輝ある經歷によりて勢望幕府を傾けたりしより、屢々北條氏反對を標榜せる野心家の利用するところとならんとせり、故に朝廷に於ても亦最も重きを彼れに置かれしが如く、其弟にして京方の一人たる胤義を通してこれを誘はしめたり、是日、義村に宛てたる胤義の書は彼の許に達し、彼れにして若し勅命に應じて義時を誅するに於ては、勳功の賞は其請に依るべしとの旨を傳へられたり、彼は直ちに其使を放逐し、其書を義時に致して他なきを誓へり。
三浦胤義遺孤碑 大正十二年石橋敏明氏碑を清水橋の傍に建つ、上泉中將の筆にて碑陰の文は北村包直氏撰なり。

承久役 胤義首唱勤王。戰死于京都。遺孤四人捕刑於相州田越川。頃者。石



橋敏明氏設三祠清水一蓋刑場遺趾也 同志胥謀。樹碑徵余文一
銘曰。

名家四孤 冤刑酸鼻 墳墓湮滅 行人墮淚 七百餘年 遺恨靡漸 逗子之鄉
山水明媚 茲修三祠龕一 貞珉鐫識

○(大日本史)

三浦胤義は義澄の子なり平九郎と稱し、左衛門尉と爲り檢非違使を授けらる、嘗て京師に番直して代期至りて歸らず是の時上皇將に北條義時を討たんとて、將師幹事を得んことを思ふ。胤義久しく京師に留るを怪み藤原秀康に命じて其の情を探らしむ、秀康夜潜かに胤義を招き酒を置きて密かに其の意を問ふ、胤義曰く、僕の妻は故右大將の親臣一品坊昌寛の女なり、初め故左衛門督殿に侍して一男子を生み義時の爲めに殺さる、妻冤として之を痛み、常に曰ふ、面を擧げて義時に向ふを欲せずと。僕其の情を推して實に憫む可しと爲す、是を以て敢て歸らざるのみと。秀康其の説く可きを察して、微しく上皇の意を露はす、胤義奮ひて曰く、天子逆臣を誅せんと欲せば海内

の臣誰か敢て違ふ者ぞ、且つ僕の兄、義村は義膽人に過ぐ、許すに事成るの日、天下の總追捕使を以てせば即ち踴躍して命を奉せん、僕亦私かに書を貽りて之を勸めんと秀康入りて之を奏す、上皇甚だ悦び策を決して兵を集む、胤義に命じて使を遣はし書を義村に貽りて之を招かしむ、又京師の守護藤原光季を召す至らず、胤義、秀康と兵を帥る撃ちて之を殺す、上皇賞を行はんとす、胤義之を辭す、既にして義村、胤義の使を逐ふ、義時の兵、京師を犯すに及びて胤義、秀康と大豆渡を守る、秀康東兵の背後に出ん事を懼れて引て還る、胤義孤軍進むことを得ず、亦兵を引て還る、朝議重ねて將士を分遣す、胤義又秀康と食渡に趣く、宇治勢多の官軍大いに敗る、胤義等同じく潰て歸り狀を上皇に奏せんと欲す、宮門閉ちて入るを得ず、胤義憤懣將に賊に趣きて死せんとし路東寺に出づ、其族佐原氏の兵と遇ふ、胤義故らに避けて撃たず、佐原景吉麾下を帥りて來り撃つ、胤義叱して曰く、汝何を宗黨の好みを存せざると乃ち男太郎兵衛尉に命じて之を撃たしむ、景吉敗走す、安房の人安西金鞠の兵來り攻む、胤義義決死搏闘す、戰數合胤義の兵亡死して略々盡く獨り太郎兵衛尉と東山に走る、胤義

の妻子は太秦に在り往て之を見んと欲す、途に僧あり告げて曰く、天野政景の兵、前後に充塞す恐らくは脱すること能はざらん祇に辱を取らん耳と、太郎兵衛尉之を聴て先づ自殺す、胤義僧に謂て曰く、子我父子の首を持去りて妻をして之を見せしめ、而して後ち、駿河守に送れと、遂に自殺す、僧其言の如くす。義村首を泰時に致す、胤義の子東國に五人あり、皆な幼なり、義時、胤義の首として事を擧ぐるを以て義村に命じて悉く之を殺さしむ。

□逗子の小字

松本 一番地——一〇九番地

山野根 まつもと 松本谷 ただに に面せるより其名起る。

下田 一一〇——一六三

逗子の舊家 菊池幸右衛門(入りの家)の下の田と云ふより名起る。

古戸口 一六四——一九〇

前記入りの家の附近なり、古くは此處に戸口ありて、これより逗子全體に廣がりたればなり。

片曾 一九一——二〇六

峯より片側丈逗子にして他は久木分なり、久木分は傾斜緩なれども逗子側は急勾配なり、元逗子共有地なりしを五十一軒に分割せり。

細田 二〇七——三二〇

昔は一般に細長き田のみなり仍て此名稱起れるか。

池田 三二一——三七六

灌漑用溜池のありたる地なり、周圍は全部田にして鶴などのよく下りたる爲め、お鷹匠常に來りて献上物を獲たりと。

風早 三七七——四二八

今の風早橋附近、地勢上より風速し、故に名付く。

川間 四二九——五八一

川の間之意なり、古くは一帶の砂濱及川にて圍まれ僅かに陸地を存せしなり。

仲町 五八二——七一五

田の中の意、即ち耕作地の中心に一部の人家ありしより名付く。

各 説

築地 七一六—七八二

ついでの内、即ち堤防の内の意なり、今の仲町通りに沿うて、海水浸入を防ぐ堤防ありしを近時土地隆起の爲め之を取り去れり。

原 七八三—八〇三

近世迄此邊一帯に海なり。

濱田 八〇四—九〇六

維新前迄此處鹽焚場なり、水戸光圀公の鎌倉誌に六代御前の前一帶鹽焼場なりとあるを見て、盛に此地に行はれたるより此名稱起れるか。

龜井 九〇七—九八三

龜井六郎の屋敷ありしなり

原 九八四—一〇〇三

高畠 一〇〇四—一〇二七

土地高き畑の意

清水 一〇二八—一〇六七

清水川の附近なり

出口 一〇六八—一一〇九

逗子よりの出口

經塚 一一一〇—一一四一

逗子小學校の講堂の東約半町小高き丘あり、古來經塚と稱して何人も手をつけずして畑中に存せしも今は住宅の間に僅かに小高き丘あり其臺上に小祠を存す。

蟹田 一一四二—一二二三

今に葦を多く生じ、其の根元に蟹多し。

○明治二十一年延命寺取調簿中寶物 (菊池兵之助氏藏)

一、本尊 大日如來 木像 一鉢

但御丈二尺一寸、惣丈五尺三寸 作者 鎌倉郡三橋薩摩 願主 尊榮代、門檀寄附 貞享四年に彫刻す

一、延命地藏 木像 一鉢

但古來之本尊也 御丈一尺一寸 二童子御丈五寸 厨子丈二尺九寸 天平年中行基菩薩之作也と云々

一、弘法大師 木像 一鉢

但御丈一尺二寸五分 厨子丈三尺三寸 作者未詳 願主 宥範代、正保二年に刻す 明治十九年度高祖一千五十遠諱之際養崎龍雲代再彩色す

一、不動明王

但立像御丈一尺六寸五分、厨子丈四尺、二童子御丈七寸、年代未詳、願主頼雄代

一、愛染明王 木像 一鉢

但御丈一尺一寸、厨子丈三尺三寸、年代作者寄附共未詳

一、地藏菩薩

木像 一鉢

但御丈一尺、厨子一尺二寸、寛政八年九月逗子村菊池嘉右衛門寄附す。

一、辨才天

木像 一鉢

但御丈三寸、厨子丈八寸、年代作者寄附共未詳

一、十一面觀音

唐銅像 一鉢

但御丈一尺五寸、鑄像 鎌倉大佛湯之最華也云々、年代寄附未詳

一、誕生佛

但御丈六寸、年代寄附未詳

(尙十一面觀音、如意輪觀音、青面金剛、弘法大師等の木像記載あるも現存せざれば略す)

一、釣鐘

一個

但願主權大僧都法印快尊、元祿三年正月二十一日、門葉中並に十方檀那再造、願主阿遮梨法印、照如文政五年十二月門中並に檀中寄附、安房國本丸郷右神住治工鈴木傳右衛門藤原正方作

〔文苑〕

(自然と人生拔萃)

「舟を川に浮ぶ」 舟を浮べて御最期川を溯る。

日落ちて、殘照水にあり、山には蟬の音、^{ひぐらし} 蝸の音猶流れぬ。舟は暮色と共に次第に川を溯る、夕潮満々と湛へて、青蘆の洲も半ば水にあり、舟行く方は山影碧く水に臥し、時々^{いな} 鱒あり、高く跳ねて白き紋を畫く、日暮れて、水白く、兩岸黒し。鈴虫、松虫、きりぎりす、水を挟みて鳴き、山の闇きには^{ふくろうのこ} 梟咽を鳴らす、空に五位^{ごみさき} 鷺の聲あり。

(同 四つ手網)

秋十月十一月、御最期川畔の^{よしあし} 葭蘆黄ろく枯るゝ頃より、春三月四月苜跡の蘆芽二三寸薄紫に吐く頃まで、村人百姓仕事の片手間に、諸處に四つ手網を掛く。遠くして望めば、澁色の網、彼處に一、此處に二、寂れたる冬枯の田野を縫うて、自ら川の來路を示す。(中畧) 逗子あたりのは、水に臨みて低き足場を設け四つ手に打ちがへたる竹の交叉點に藁繩を結びて、時たま來ては上げ見るのみ、獲物は^{いな} 鱒、^{かいづ} 海津、稀に^{はぜ} 鯨、^{あび} 鰈等

なれど唯點景の料としては、極めて趣致多し。風風ぎ、日和ぎ、何處ともなく春意動きて、早咲きの梅五六輪、村路の籬に香る頃、田越の橋にたぎイめば、膚薄き村と村との間に纔に青める麥圃を辿りて四つ手網の數五つ六つ、近きは大きく、遠きは籬の帳よりも小さく、川の形に屈曲して、悠々として日光に掛かる。宛ながら、晝ける様なり。忽ち網の一は音なく落ち、網の二は落ち、彼や此や、かはるく伏し、また起きて、景即ち活く。

伊豆の落日逗子の三方を繞る山を紫に染め、木葉落ち盡したる樺の村を茜珊瑚の森に化し、麥圃の緑を黄に、のらぢ畦路を歸る野老の顔を鬼よりも赭く肩上の鍬先を金に閃かし眼の向ふ所皆赫として燃わむとす。此時御最期川の水十倍の明を加へ、水に臨む四つ手網、箇々火の如く赤し。魚驚いて、其下を過らず、影鮮かに水底に落つればなり。已にして日全く落ち、神武寺の鐘聲杳々として夕を告ぐれば、殘照の色と光とソロモンの榮華よりも疾く凋み、黄昏は夕煙斜めなる山本の村より湧きて、半時にして地は茫々たり。缺月空にあり。御最期川一條夕闇を縫うて白し。

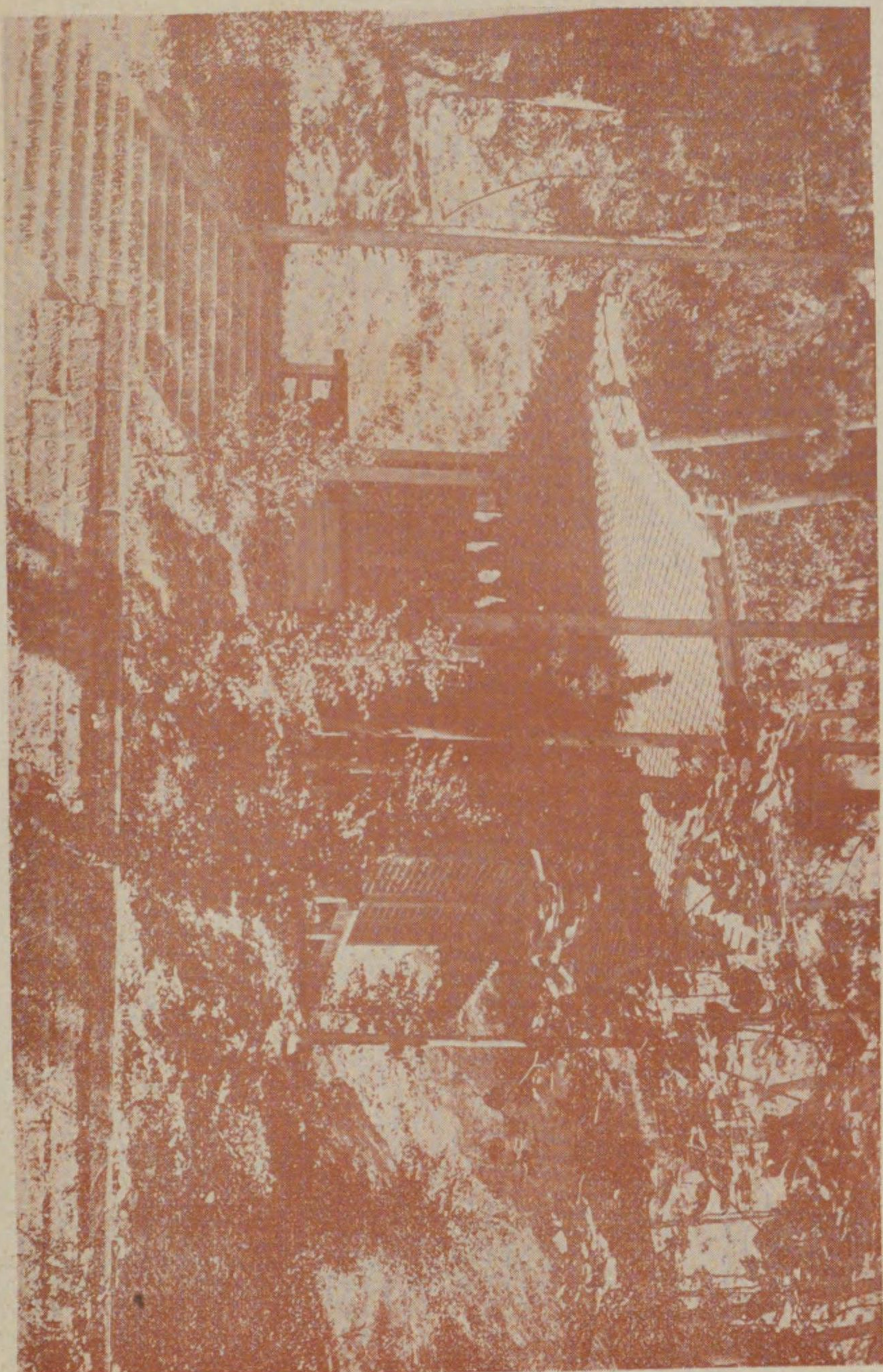
晩寒を忍びて川邊に立てば、玉の如き月、水にあり。闇に隠れて有りとも見ぬ四つ手網の影鮮かに其はごりに臥して、鯉などの過ぎてか水搖々と動く毎に網は跳りて、逃るゝ月を掬はむとするに似たり。

題字を願ひたる逗子在住前海相村上格一閣下永らく御重態の事として令夫人に請ひたるに快く和歌數首を寄せられたり

逗子の濱

村上琴子

海こわてむれくるたづの宿なれや
みどりいろこき逗子のはま松

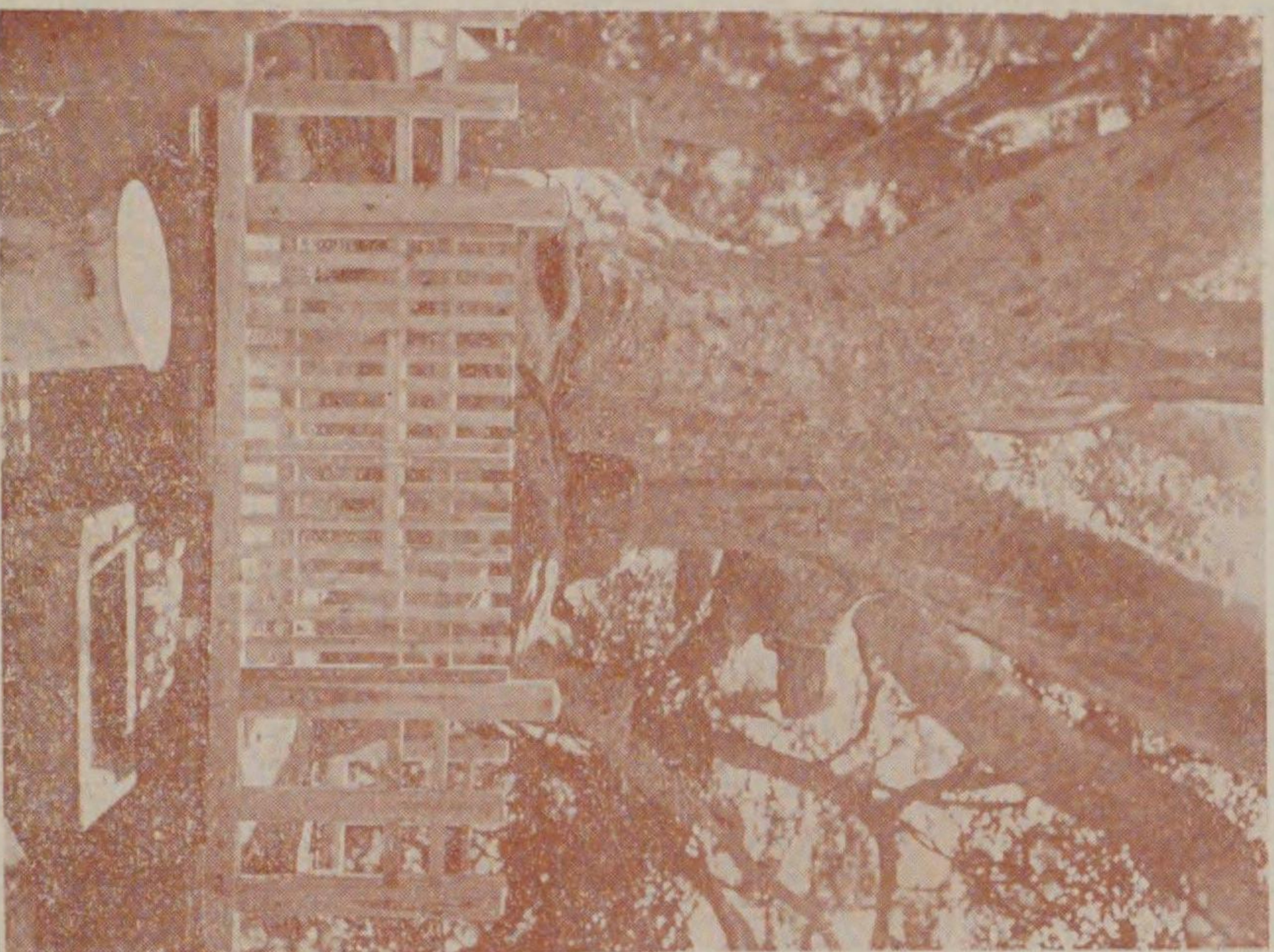


社 明 神

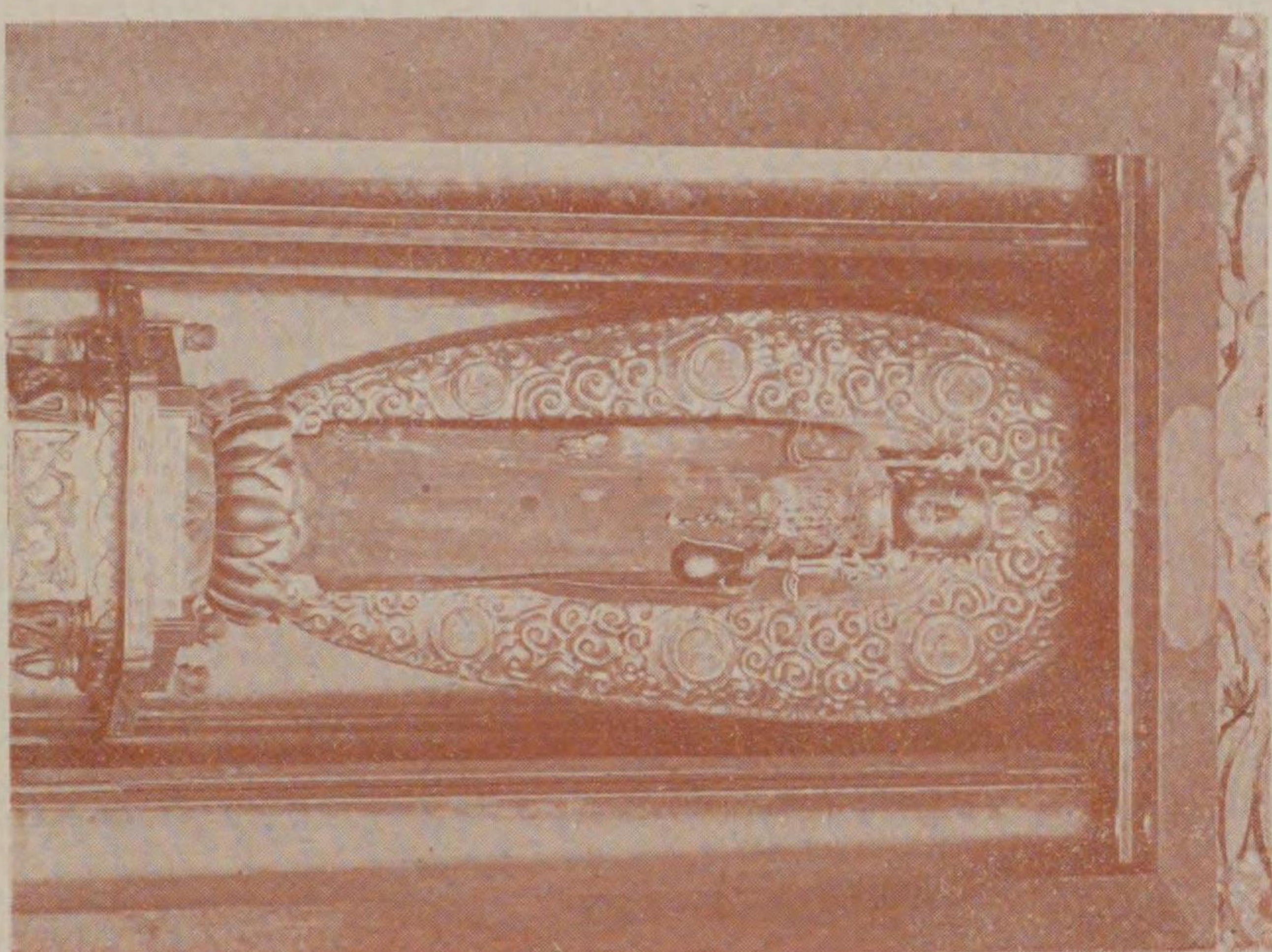
枝

村 上 琴 子

高からず低くもあらず生ひたちて
すがたどとのふ磯の松か枝



墓前御代六



(番三十二)音觀面一十院藏觀

二、櫻山

(風土記)

○櫻山村

佐久良也末牟良

江戸より行程十三里餘、葉山郷に屬す、古櫻樹多かりし故地名と成りしと云、相傳ふ夢窓國師此地の櫻をもて和州吉野山に植せしと。

職業

農隙に當所に着岸せる伊豆の獵魚を郡中浦郷へ運送するを業とす、是浦賀番所より許可する所なり。

領主松平大和守矩典

貞享中酒井雅樂頭忠舉領分となり、寛延三年松平大和守朝矩に賜ひ、文化八年

松平肥後守容衆に替り、文政四年五月舊に復し今の領主となる。

逗子村延命寺領(五石)沼間村藥師堂領(五石共に天正十九年十一月賜ふ)交れり檢地

は元祿十二年領主酒井雅樂頭忠舉、寶永五年、正徳三年の二度酒井雅樂頭親愛改む、

飛地長柄村にあり 字大山云 西南の方に浦賀及び三崎への往還係れり。

高札場 一、

海、村の西南にあり潮干十間許海岸磯崎、鳴鶴ヶ崎等の名あり、海面小島二あり。

夢窓國師の吉野山に植ゑし櫻の一部なりと傳ふるもの、同地觀藏院境内前面の堤の上
上に五六株あるは度々切りたる幾代かの芽なるべしと。

(三浦古尋錄) 此村昔櫻林あり、夢想國師 勅命に依つて京都へ上らせ玉ふ時此處の櫻
を和州芳野へ持たせられ植ゑ玉ふ由故に櫻山と號す。

(三浦郡誌) 櫻山、古、櫻樹多く生じたれば、櫻山の名起ると云ふ。夢窓國師上洛の時
此地の櫻を移して大和の吉野山に植うと傳へらる。

因みに夢窓國師は鎌倉瑞泉寺の開山にして後醍醐天皇の御代の人なり

○荒神社 蓮沼、矢部佐次右衛門の持なり、同家傍なる川邊、藪中に小祠あり、赤子
の夜泣きを止め給ふとて參詣者多し、本尊六寸の座木像なり、例祭十月二十八日。

○さいの神 櫻山より池子に通ずる道の右側山岸にあり、古來耳の病に顯たかなるよ
り參詣者多し全快の御禮として耳孔のよく通ずる意か、穴のあきたる貝を献ずる風
習にて社前に堆し。

併れども齋の神は、道路の神にして陸にては 道陸神、海にては船玉の神、山にては手向の神と崇めらる、
は此神なるべし。

□觀藏院

櫻山の上山腹かみにあり、天臺宗沼間神武寺門徒

本尊十一面觀音を置く 弘法大師作 長二尺五寸 (風土記)

三浦觀音札所三十三箇所中二十三番、蓮沼山と號す。

或は云ふこの本尊十一面觀世音こそ昔法勝寺にありしものにて行基の作蓮沼に栖み七
頭の大蛇を化度せし顯あらたかなる尊像なりと、蓮沼山の號より考ふれば必ず由緒あること
ならん、常には莊嚴なる厨子に納めて、十三年目(午年)毎に開扉す故に平素は御前立のみ
拜することを得、前の堤にある櫻數株は夢窓國師の吉野山に植ゑしと傳ふ記念なり。

(地藏院) 矢部三五郎前にありしと今は觀藏院に合祀してなし。

○熊野神社 櫻山最も上の鎮守なり、數基の石燈籠及金の鳥居を越えて上ること一町
山の中腹に社殿あり、眺望可也、例祭一月十五日。

○神明社 櫻山の上、番合はんごう、中里なかざとの鎮守なり、九尺に三間の小社あり、例祭一月十五

日。

境内に高さ二尺四寸の由緒あるべき五輪の塔あり、鳥居は花崗岩にして側の石燈籠と共に、紀州和歌の浦雲蓋院權僧正堯鎮の獻上になる、天明九年己酉歲正月なり。權僧正堯鎮は當所矢部喜八氏の家より出でし名僧なり。

社殿裏に住昔の屋敷趾らしき平地あり富士、箱根の眺望絶佳なり。

○入定様 神明社の少し上(元地藏院の境内)にあり。

前記權僧正の弟にして諸國行脚の末、此の地下に穴を掘り自ら入りて僅かに青竹を以て空氣を取り、斷食して鐘かねを打ち念佛を唱へて餘念なし、入定に際し鐘の音の止みたる時は既に息絶わたる時なれば埋葬せられたし「若し將來腫れものなどにて難儀するものあらば治しやらん」とて入りたるが只一度「暑いから扇子を竹筒より入れよ」と命じたるのみにて七日の後相果てたり、今其處に。

寛政六甲寅七月朔日、行年六十九歲入定、當所中里矢部長左衛門産、法名「千手院圓求大法師」と鐫られたり。

○兵衛屋敷 番合谷はんごうやとの奥小高き所を古來兵衛へいゑ屋敷しきととなへ右兵衛頼朝の屋敷趾なりと傳ふ。(口碑)

屋敷上に熊野神社の祠あり、例祭一月十五日。

○内藤屋敷 同しく番合谷の入口東側に千坪餘の平地あり、古來日向延岡城主内藤氏の屋敷趾と言傳ふ、時折人骨、陶器類のもの出づるを以て屋敷趾たりしことは疑なし、今法隆院趾に靈驗現なる、内藤山不動明王存す、毎年正月二十八日開張す。

因に内藤家累代之墓は今鎌倉光明寺境内にあり。

○塚及五輪塔 同しく番合谷の西側、矢部四五兵衛氏の前の藪中に由緒あるべき約四坪の塚あり、其上に五輪塔四基あり、高さ二尺三寸、一尺九寸、一尺五寸、一尺二寸 矢部四郎様と稱す、本町内に存する最も整然たる古墳にして研究の好資料たり、矢部氏の祖先なりと傳ふ。

○地藏尊 字地藏山の道の側にあり、弘法大師の作と傳へられ、もとは岩屋にあり、疣地藏と稱し之れに祈願すれば必ず治ると傳ふ。

□神明社

櫻山の總鎮守なり、字才戸山中の中腹にあり、大正十一年九月十七日社殿改築せられて森嚴なる二段の境内に相俟つていと神々し、されど松杉の密林中にあるを以て遠方よりは其の藁をさへ認むるに苦しむ。

東郷吉太郎中將の書になる「神明社」の額を掲ぐ、例祭七月十六日。

○第六天社 太神宮下の杉林中に小祠あり、中に石の宮を存す。

○天王社 岩瀬の谷東礎にあり、瓦葺の本殿は震災に潰れ、今杉皮葺の假屋の中に石祠あり、昔は櫻山村の天王社として祭禮いと賑はひたるも百年程前祭神荒れて、往來の人馬を苦しめしとて、御輿の鳳凰のみを土中に埋め御輿を川に流す、御輿流れて笠摺の海岸に漂着せし時里人之を拾ひて笠摺に天王社を立つ、今笠摺の鎮守なり、之れを拾ひたる家は宮本と稱して今に存す、故に此社には御幣のみを有す。

西礎にある小社は荒神社なり。

○早尾明神社 字原水道道の傍にあり、原、赤坂地方の鎮守なり、本地不動の像を祭る、境内十八坪及九尺二間の祠あり、例祭七月十四日。

○稻荷社 早尾明神社に隣接す、二十四坪の境内は石渡龜吉氏所有なり、二森正一位稻荷大明神を祀り、松五十本、楠七本、大島櫻四本は同氏の植ゑたるものなり、毎年二月初午に之が祭を行ふ。

□金剛寺 仲町に本堂あり

惠日山と號す、古義真言宗、本尊彌陀、逗子延命寺末外に不動尊、觀世音の像を安置す。

○ねの神社 仲町の鎮守なり
長柄に通ずる山道の傍に社殿あり、例祭七月十五日、その山頂に三ツ峯神社を大正の初め勸請して石の祠を建つ。

□宗泰寺 脇の谷に本堂あり

海長山と號す、古義真言宗、本尊阿彌陀如來、逗子延命寺末、本寺に、昔閻魔堂にあり

し闇魔二體の像を祀る。

○山の神社 宗泰寺の右鳥居石段を経て上りたる中腹に社殿あり、祭神大山祇命、例祭七月十五日。脇の谷の鎮守なり。

(地藏堂) 石渡民八氏の傍にありしも今無し。

(阿彌陀堂) 田越矢倉にありしも今無し。

本尊は一柳寅吉氏彩色して葉山町堀内光徳寺に安置す、立木像長さ二尺。

○神明社

田越切通し手前服部別荘の奥にあり、字田越の鎮守なり、木像を神體とす、例祭七月十四日。

○牛招島 (風土記)

櫻山海岸鳴鶴ヶ崎海面に小島二あり一は方十間 一は方五間共に牛招島と唱ふ、古は鎮守太神宮の例祭に島邊より牛王ごわうの水みづを汲取しとなり今沼間神武寺に藏する、牛王權現(大威徳明王)一軸は此所より出現せしと云傳ふ。

(八景)

朱雀院の御宇承平年中、神の嶽山王權現の宮司潮を汲みしに、海中より童子水上に乗りて現れ依つて爾來此の島を手招てまねぎ島しまとも稱さるゝに至れりと。

○八株親 櫻山住民は明治の初年迄八株親ありて株子の事は萬事この株親が取り計ひて一絲亂れざりしなり、仍て参考の爲めに

- | | |
|---------------|---------------|
| 石渡 繁 胤 (本棚) | 一 柳 寅 吉 (中の家) |
| 本田與惣右衛門 (袋) | 武 藤 久 藏 (岩瀬) |
| 矢部 四五兵衛 (地藏山) | 池 田 熊 吉 (番合) |
| 武 藤 豊 吉 (向原) | 鈴 木 浩 (はくらく) |

(七尋) 石渡龜吉の三代前の祖先に最も丹精の人あり質のよき天保錢を貯蓄して繩にさし七尋に達せりと其勤儉を賞して此家を今に七尋ななひろと云ふ、明治十年火災にかゝりそれが悉く焼屑となりて熔出でたるを見て里人其多量なるに驚けり。

□公爵徳川家達氏別荘

櫻山小字田越、櫻樹を以て圍まれたる山巔に在り、瞰下すれば逗子灣は庭池の如く、

大崎、稻村ヶ崎、江の島は盆石を並べたるに等し。遠くは富士、箱根手にとる如くなり、徳川第十六代將軍の我返子町に時折其英姿を拜するは町民の齊しく欣喜に堪へざる所なり。

□徳富蘇峰氏別荘

徳川公爵邸の下側に在り、當代文豪、史家としての外、我返子町を天下に紹介せられたる恩人として町民の尊信厚し（高等小學讀本卷三「返子」は同氏の文なり）蘇峯氏の令弟蘆花氏（昭和二年九月歿）亦小説「不如歸」（版を重ねる）及び「自然と人生」（版を重ねる）によりて普く紹介せられたり。

□伯爵平田榮二氏別荘

故平田東助氏明治二十三年當別荘を建築して以來自ら三浦氏の後裔なりとて特に此地を愛し遂に此地にて薨す、鳴鶴ヶ崎一帶其宅地なり。

○田越川の逆富士 河口海に注ぐ處、毎年九月二十日頃満潮時午後を最もよき頃として観客群集すと云ふ。

○自然と人生富士の倒影

冬至には日伊豆の天城山の邊に落つ。冬至後は一日又一日、落日、伊豆半島を北に辿りて、春分の後富士を越え、夏至には終に大山のあたりに落つ、夏至過ぎてより、日は來路を辿りて、一日又一日南に歸り、秋分に富士を越え、冬至に到つてまた天城山に落つるなり。年の上半に往き年の下半に復る、富士は殆ど半途の關山。故に日の富士を越ゆるは概して春秋の彼岸なり。日二たび富士を越ゆれば年一たび經つ、されば、春秋の彼岸に、富士の背に、日の沈む頃は、富士の倒影相模灘に落つる筈なり。鮮かに落つと、村の漁夫は云ふ。然も不幸にして、余は未だ完き富士の倒影を見るの機會に遭はず。然も風ぎたる日の夕、前川の洲に下れば、對岸砂洲の下、倒に映れる富士の峯尖を覗ふ可し立つて見る可からず、俯す如くにして僅に富士の三合以上を見る。何人も見るの山、其影獨り奈何ぞ人をして跪かしむる。日落ちて、天黃に、海また天を蘸して黃なり。豆相の連山、紫の色染むるが如し、風風ぎぬ。沖より歸る舟一隻、紫の帆を下し、欸乃歌うて櫂を搖かし歸る。此時前川に下りて覗へば、富士半面を黄金の水に浮べ、紫の色融けむとす。忽ち人あり、網を肩にし夕潮の鱈を覗うて砂洲に立つ。頭は空なる富士の紫を點破し、影は水なる富士の嶺に立てり。（一月十日記）

○不如歸第百版の自序文

不如歸が百版になるので、校正がたゞ久し振りに讀むで見た。お坊ちやん小説である。單純な説話で置い

たらまだしも、無理に場面を賑はすためかき集めた千々岩山木の安つばい芝居がかりやら、小川某女の蛇足やら、あらを云つたら限りが無い。百版と云ふ呼聲に對しても今些もつとごうにかしたい氣がする。併し今更書き直すのも面倒だし、到頭ほんの校正だけにした。

十年ぶりに讀むで居る中に端無く思ひ起した事がある。其は斯小説の胚胎せられた一夕の事。最早十二年前である、相州逗子の柳屋と云ふ家の間を借りて住むで居た頃、病後の保養に童男一人連れて來られた婦人があつた。夏の眞盛りで、宿ま云ふ宿は皆塞がつて、途方に暮れて居られるのを見兼ねて、妻と相談の上自分等が借りてゐた八疊二室の其一つを御用立てることにした。夏のことで中の仕切は形ばかりの小簾一重、風も通せば話も通ふ。一月ばかりの間に大分懇意になつた。三十四五の苦勞をした人で。(不知歸の小川某女では無い)大層情の深い話上手の方だつた。夏も末方のちと曇つてしめやかな晩方の事、童男は遊びに出てしまふ、婦人と自分と妻と雑談して居る内、不圖婦人が左る悲惨の事實譚を話し出された。最早其頃は知る人は知つて居たが自分にはまだ初耳の「浪子」の話である。「浪さん」が肺結核で離縁された事、「武雄君」は悲しむだ事、片岡中將が怒つて女を引取つた事、病女の爲に静養室を建てた事、一生の名残に「浪さん」を連れて京阪の遊をした事、川島家からよこした葬式の生花を突返した事、單に此丈が話の中の事實であつた。婦人は鼻をつまらせつゝしみみく話す。自分は床柱にもたれてぼんやり聽いて居る。妻は頭を低れて居る。日はいつか暮れてしまつた。古びた田舎家の間内が薄闇くなつて、話す人の浴衣ばかり白く見える。臨終のあはれを話して「さうお云ひだつたさうですつてね——もう二度と女なんかに生れはしない——」云ひかけて婦人は到頭すゝりなきして話を切つてしまつた。自分の脊髄にあるものが電の如く走つた。

婦人は間もなく健康になつて、彼一夕の談を置土産に都に歸られた。逗子の秋はさびしくなる。話の印象はいつまでも消えない。朝な夕な波は哀音を送つて、蕭瑟たる秋光の濱に立てば影なき人の姿がつい眼前に現はれる。可愛想は過ぎて苦痛になつた。如何にかしなければならなくなつた。そこで話の骨に勝手な肉をつけて一篇未熟の小説を起草して國民新聞に掲げ、後一冊として民友社から出版したのが此小説不知歸である。で、不知歸のまづいのは自分が不才の致す處、其にも關せず讀者の感を惹く節があるなら、其は逗子の夏の一夕にある婦人の口に藉つて訴へた「浪子」が自ら讀者諸君に語るのである。要するに自分は電話の「線」になつたまでのこと。

明治四十二年二月二日

昔の武藏野今は東京府下

北多摩郡千歳村粕谷の里にて

徳 富 健 次 郎 識

○田越切通し 今の切通しは明治三十八年になりしものなれども其の以前は山間に道路を通じ、更に明治二十三年平田氏別業を此岬に營む此年海岸の險を冒して一條の

道路を開く、夫迄交通の困難なること松岡富義藏にかゝる嘉永五子年六月鳴鶴ヶ岬に道路を新設せんとて時の代官に宛てたる願書扣にても知らるべし、當時の出願者 櫻山村四郎左衛門、孫右衛門、藤左衛門及組合村總代名主松岡六兵衛、郡中總代永

櫻 山

島卯兵衛、公郷村永島庄兵衛、

□ 鳴鶴ヶ崎、鐙摺山

鐙摺山の海中に突出せる所にして今切通しを通ず、明治二十三年海岸の絶壁を切り開きて道を作る迄は交通頗る困難にして里人は鳴鶴ヶ崎に非ず「泣顔ヶ崎」なりと云ふものあり。

名の起源は頼朝鶴ヶ岡に鶴を放ちたりしに此邊にてよく鳴きし故なりとも、大介、頼朝或は義平等によつて命名せられしとも傳ふ。

交通頗る困難なるより三浦に入る關門、鐙摺城として住吉、鐙摺、大崩と並び稱し西海岸に於ける屈竟の要害地たり。

治承四年八月二十四日小坪坂の合戦に三浦義澄の陣を取りしも、大多和三郎義久の屋敷趾も此處を以て正しとすべきか。(鐙摺古城参照)

(蘇峯氏及土地古老等此説を取る)

○頼朝の妾宅 一つは小坪にありしと傳ふ、政子之を妬み人をして破壊せしめしと。

一つは櫻山岩ヶ谷、鈴木喜八氏宅なりと、同家は中頃火災にかゝり今記念として當時の椽板三枚を藏す、椽の厚さ二寸、巾五寸長さ一間のもの二枚、七尺のもの一枚あり。

屋前古木の下、稻荷社あり、屋上山の八合目東向に榊原様と稱する古き石祠あり、古くは五輪塔多くありしと、西礎に諸岡様と稱する小祠あり、今に眼病の者參詣す。因みに當家及分家一族の定紋は笹龍膽ささりんどうなり。

○石器時代の遺物發見 本町至る所の海岸及南向きの山腹等に矢倉又は岩窟と稱し穴の多きこと驚く程なり、而も未だ發見せられず(入口の埋没せるもの)して、土地の崩れ口等より發見せらるゝもの頗る多きを見ても、尙未發見のものは更に多きなるべし、尙其穴の中より出でたるものも學者の手によりて研究せられたるもの少なければ、一般に世に知れざるは遺憾なり、只一つ平田伯邸内より出でたるは坪井博士の手によつて證明せられたり、今參考の爲め半島内の既に世上に紹介せられたるものを掲ぐれば次の如し。

(日本石器時代) 人民遺物發見地名表 (三浦郡及横須賀市)

三浦郡逗子町

櫻山いわがや 岩谷
平田伯邸内

土器燧石

坪井正五郎

横須賀市貝塚

深田海軍病院内
貝塚、石斧、石棒

同 佐野貝塚

土器、石器、獸骨

野中勝一
人類學教室

三浦郡三崎町

寶藏山

磨石斧

佐藤傳藏

同

歌舞島

石鏃

同

同

上の御堂

磨石斧、石棒

同

同

東岡

磨石斧

同

同

二町谷臺

石鏃、土器

佐藤傳藏

同

諸磯、新井
貝塚家志庫

土器、石鏃、打石斧、石匙
骨斧、骨器、玉類

同

同

黒鯛込たしこめ

土器、石鏃

同

同

小網代、鶴ヶ島
一名(鷺野)

土器、打石斧、磨石斧、石鏃
凹石、錘石、砥石、土偶

同

同

新井濱

土器

同

同

小網代
永昌寺後山

石棒

同

同

殿山

土器、石鏃

佐藤傳藏

同

城ヶ島赤羽根

石鏃

同

同

養老子ようろうし

打石斧

同

三浦郡浦賀町

吉井、貝塚

土器、磨石斧

八木獎三郎

同

久比里、江戸坂
貝塚

土器、石斧、角器

若林勝次郎

三浦郡久里濱村

佐原、かやま
貝塚

土器、獸魚骨

沼田頼輔

三浦郡北下浦村

野比

打石斧

佐藤傳藏

三浦郡南下浦村

金田、鈴の川

磨石斧

同

同

念佛堂

磨石斧

同

同

毘沙門、名向山

土器、石鏃、打石斧、凹石

佐藤傳藏

同

大乘のり

土器、石鏃

同

同

大原

土器、石鏃

同

三浦郡初聲村

下宮田、飯盛臺

土器、石鏃、打石斧

同

櫻山

三浦郡三戸 蜜柑畑
同 地藏畑

土器
石棒、石鋒

同 同

○さいかちばら 田越徳富氏別墅に至らんとする曲角石垣上に古木二本あり、大なるは周圍一丈一尺高さ四間、小なるは周圍四尺高さ五間、其葉を煎じ用ふる時は「りようまち」の妙薬なりと云ふ。

(大植物圖鑑) さいかちばら

山野川原等に自生する落葉喬木にして幹高さ三、四丈に達し、枝幹に枝の變形より成りて分枝せる刺を有す葉は一回又は二回羽狀複葉をなす、夏日葉間より黄綠色の蝶形花を穗狀につゞり花後一尺餘の扁平なる莢を結ぶ、本莢はゆがみて直からず内に扁たき種子十箇許を有す。

(自然と人生) 立春

鏡摺の鼻の岩礁と、鳴鶴が鼻の岩礁と、黒く海中に延きたり。人あり、長一寸ばかり、岩の上に立つ。帆あり潤一分ばかり點々として遠見の果に遊ぶ。海は溶々として膏の如く、とろくとして流れず、纒に砂際に漣を捲きて緩々砂に融くるのみ。日は茫々としてほのかに海に流れつ鳴鶴が鼻の影は鰐皮の如く鱗々として高低せる砂と砂の絶間を求めて、狭きに缺け、廣きに圓に臥したり、空眠り、日眠り、海眠り、山眠り、山の影眠り、帆影眠り、人眠る。立春の夕地も天も蕩然として融けむとす。

○明治三年整理櫻山村明細帳 (石渡繁胤博士藏)

検地 元祿十二卯年八月 (御水帳三冊)

酒井雅樂頭様内

福島 孫市 三浦善十郎

筭奉行 大熊三右衛門

同 佐治勘左衛門

筭手目付 狩野三左衛門

寶永五年六月 (御水帳二冊)

佐保田小右衛門 松崎左太夫 山崎竹右衛門

正徳三巳年三月 (御水帳二冊)

松崎左太夫 岡田義太夫 有間小一左衛門

寅方午迄五ヶ年定め

一、高四百八十四石六斗七升七合

内高二十四石一斗一升九合 新田高

此反別七十四町一反一畝九歩

内高三十二石三斗五升二合

此反別三町八反一畝八歩

外高八石六斗四升七合一勺

此反別一町二反四畝二十五歩

他村へ質地相渡年季中の分

他村より質地に取置年季中の分

櫻山

内高三石二升

三斗三升三合七勺

七斗四升一合六勺

一斗一升一合

三斗五升二合七勺

一石八升二合

二斗一升三合

二升

一斗六升六合

殘高四百八十一石六斗五升七合

此取米百十四石六斗八升二合
永三十八貫八百三十七文六分

諸引

年々用水堀敷堰敷引

年々用水堀敷引

年々用水惡水堀敷引

連々山崩引

連々山崩荒地引

連々川欠荒地引

年々新道敷引

年々郷藏敷引

一、神社 十五ヶ所

天照大神

神明大神

子之大神

神明大神

神主 清原武敏

境内除地 一反二畝步

同 八畝步

同 一畝二十四步

同 一畝十八步

山神大神

熊野大神

同

稻荷大神

神明大神

稻荷大神

同 社

速はや袁を大神

電火大神

稻荷大神

山神大神

同 一畝十八步

同 一畝步

同 二十八步

同 二十步

同 十五步

同 十五步

同 十五步

同 八步

同 六步

同 六步

同 四步

一、氏神

是は前書天照大神にて祭禮の儀は毎年六月十六日執行仕候

櫻山

一、寺院 五箇所

宗 泰 寺 真言宗 逗子延命寺末

本尊木佛十一面觀音立像、境内除地一反六畝十三步

金 剛 寺 同 同

本尊木佛阿彌陀如來座像 同 三畝十四步

觀 藏 院 天台宗 神武寺門徒

本尊木佛十一面觀音立像 同 二畝二十三步 御年貢地二十四步

地 藏 院 同 同

本尊木佛地像尊座像 境内屋鋪御年貢地一畝十二步

法 龍 院 同 同

本尊木佛不動座像 境内屋敷御年貢地二畝四步

一、堂 二箇所

第六天堂 神武寺抱

佛体無し 境内除地一畝二步

地藏堂 延命寺抱 境内除地八步

本尊木佛地藏立像

一、畑方 壹ヶ年凡生産高

大 麥 五百俵

小 麥 八十俵

大 豆 四十俵

小 豆 八 俵

粟 四十俵

蕎 麥 三十俵

薩摩芋 百二十俵

木 綿 七百斤

一、家 數 百二十戸 内平民 一一四 神主 一 寺 五

一、人 別 六百七十四人

内 男 三百十七人

十五歳以下 九十七人
十六歳以上 百八十四人
六十一歳以上 二十八人
癯疾篤病の者 八人
但し平均二十九歳

女 三百五十七人

十五歳以下 百三十二人
十六歳以上 百八十一人

櫻 山

六十一歳以上 三十九人
癡疾篤疾の者 五
但平均二十八歳

内 六十二人 出稼傭作奉公等に他出

内 男 二十一人
女 四十二人

(八十歳以上の者 男二人 女九人) 百歳以上の者無し

一、牛 二匹 馬 十九匹

(以上は名主石渡孫右衛門、一柳藤左衛門、矢部四郎左衛門、連名の神奈川縣御役所宛上申書抜抄)

○安永二年明細差出帳 (石渡繁胤博士藏)

石高 四百六十石五斗五升八合

此段別 六十七町四段五畝二十一步

内 田 二十二町九段七畝八步
畑 四十四町四段八畝十三步

納合 米 百二十石八斗七升六合
永 四十九貫四百六十八文

御朱印 五石 逗子村延命寺分
同 五石 沼間村神武寺分

家數 百十四軒

人數 六百三十一人 (男三百三十五人 女二百九十六人)

寺 五ヶ寺 僧五人

一、御年貢米津出

船越、浦郷迄 二里程 二俵につて 百 文

浦 賀 迄 四、五里程 同 三百五十文

藤 澤 迄 三里余 同 二百文

江戸日本橋迄十三里 魚馬附送り 一駄に付 八、九百文位

一、田越濱 三ヶ浦より櫻山山王田上り口迄三百八十間

但し浦は有之候へ共漁職不仕候

同浦之内 小濱三ヶ浦境に牛招ま申す島二ヶ御座候、神之嶽、神武寺、山王祭禮、牛王之水毎年正月五日此所にて汲申候

一、東西 四百七十間程

但し道筋長柄村境より逗子村境迄

一、南北 千四百二十八間

櫻 山

但し道筋三ヶ浦境より沼間村境迄

嘉永七寅年十一月御割附

納合 米 百十七石五升一合
永 五十六貫三百五十八文八分二厘四毛

寛文五年之御割附に「逗子村より鹽十俵代永にて來る事」

但し永一貫文に付鹽十八俵替之事

元祿十二年酒井雅樂頭様御檢地迄は

鹽手役 鹽二十俵

但し鹽手役は永一貫文に付十八俵位にて永納の事御割附に書記有

一、鐵砲三挺拜借の安政五年二月證文 數通

右者當村方に猪、鹿、狼、多出田畑荒一同難儀仕候に付書面の通り御拜借仕度……願之通り仰渡難有
奉存候 自然田畑を荒候畜類の外殺生抔仕候は、當人は不及申上名主より五人組迄云々

一、其外年貢不作等に關する書類 數通

其 外

一、五人組前書 嘉永五 壬子 歲三月書

一、社倉麥主法並由來書 寶永二年酉正月

一、町法被仰渡書 古冊

一、案文集 (寛政、天明、安永頃のもの多し)

一、元祿十二丁卯年八月 相模國御浦郡櫻山村檢地水帳 二冊

一、御巡見様に付日記 天明七丁未年四月、櫻山村

一、寶永五 戊子年六月 相模國三浦郡櫻山村新田水帳

一、文化十三年の海岸荒地地圖及積立書

一、巳年三浦領御成ヶ石永可納割符之事

一、高 四百二十八石五斗六升三合 櫻山村

一、米合 百十二石六斗七升八合 定 納

永合 三十七貫百八十四文 同 斷

外

一、米八斗

山手役

櫻 山

一、鹽十俵

鹽手役

一一四

此永五百七十二文

外十俵 厨子村より金子を以上

右石永割付之通名主總百姓立合致勘定十一月二十日以前に急度可皆濟米に糠粕無之様に俵拵念を入れ可納所候也

元祿二巳年九月

御目付 大平 忠兵衛 ⑩

本多 六郎兵衛

青木 彌惣右衛門

右之村 名主 百姓 中

表書之通卯歲御年貢米永皆濟相途候處相違無之候 以上

平田 小十郎 ⑩

右之類の古文書は年號別、年次別に。尙其他參考となるべき書類多數藏せらるれども

略す

(石渡繁胤博士藏 武潮關堂宗匠由岐雄書 元治元丑春三月の一輻)

□田越八景

新宿 歸航 ゆふなぎで かすみの 曳くや 帆かけ船

醫王の 晚鐘 あすは霜 ふるの 知らせか 暮のかね

田越 秋月 雪と飛び 鷗も つきをを ちからかな

柳作 落雁 よろづ世や 落穂は 落つる 雁のもの

江の島 晴嵐 はれふくや 若葉に 不二を 白幣しろにきて

於瀧 夜雨 あげやすき 秋雨も いかにも さごの 巢

小濱 夕照 しろがねの てりや 鯉ゆわしの あみに ほす

啼鶴の 暮雪 降暮て 鶴なく 雪の 岬かな

□六代御前墓

(風土記)

田越川邊小名柳作にあり、塚の高五間。上に槻樹あり園に樹陰に碑を建六代御前墓と銘す、近き頃水戸殿藩士齋藤仁左衛門の建る所なり、側に五輪の舊碑あり、今破壊す、六代は小松三位中將維盛の嫡男なり、文治元年十一月二十一日北條時政に虜られ時十已に誅せらるべきを文覺上人師弟の呢みある由を以て再三申請ふ。是に依て暫宥められ則上人に預らる、是より高雄山に居住剃髪して三位禪師と號し法名妙覺と云ふ、文覺流罪の後又召捕られ當所にて誅せらる事は平家物語に詳なり、但し異本平家物語には中院鎌倉六浦坂にて誅せらると云、保曆間記には芝と云所なりと記す。

(平家物語六代の事)

然る程に、北條の四郎時政は鎌倉殿の御代官に、都の守護して候はれけるが、平家の子孫と云はん人、男子にては一人も洩さず尋ね出したらん輩には所望は請ふに依るべしと披露せらる、京中の上下案内は知つたり、勸賞蒙らんとて尋ね求むること憂てけれ斯りしかば幾等も尋ね出されたり、下臈の子なれども、色白う眉目好きをばあれば何の中將殿の若君、彼の少將殿の公達など云ふ間、父母歎き悲めども、あれは乳母が申し候、此れは介錯の女房がなんと申して無下に幼きをば水に入れ、土に埋み、少し大人しきをば押殺し刺し殺す。母の悲乳母が歎き譬へむ方ぞ無かりける、北條も子孫流石廣ければ此れを甚いみじとは、思はねども、世に従ふ習なれば力及ばす。

中にも小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前とて年も少し大人しう座す、其の上平家の嫡々にて御座しければ如何にもして取り奉つて失はむとて、手を分けて尋ねけれども求め兼ねて既に空しう下らむとしける所に、或女房の六波羅に參つて申しけるは、「此れより西遍昭寺の奥、大覺寺と申す山寺の北菖蒲谷しやうぶたにと申す所にこそ、小松の三位の中將維盛の卿の北の方、若君(十二歳)姫君(十歳)忍しのうで座ましすなれ」と云ひければ北條嬉しき事をも聞きぬと思ひ……………御迎に參つて候……………六代御前今年十二に成り給へども世の人の十四五よりも大人しく眉目姿美みしう心様優に御座しければ敵に弱げを見えじとて押ふる袖の隙よりも餘りて涙ぞ零れける、然て御輿に召し

給ふ、武士ども打圍んで出でにけり齋藤五、齋藤六も、輿の左右に附いてぞ参りける
 ……母上乳母の女房、天に仰ぎ、地に俯して悶へ焦れ給ひけり……乳母の女
 房、切ての心のあられずさにや、大覺寺をば紛れ出でて、其邊を足に任せて泣き歩く
 程に、或人の申しけるは「此れより奥高雄と云ふ山寺の聖、文覺坊と申す人こそ鎌倉
 殿の、由々しき大事の人に思はれ参らせて座まししけるが、上臈の子を弟子にせんとて、
 欲しからるゝなれ」と云ひければ、乳母の女房嬉しき事をも聞きぬと思ひ、直ぐに高
 雄へ尋ね入り聖に向ひ、参らせて、泣く／＼申しけるは「乳の中より抱き上げ奉り、
 生おほし立て参らせて、今年は十二に成り給ひつる若君を昨日武士に捕られて候ふなり、
 御命を請ひ受けて御弟子にせさせ給ひなむや」とて聖の御前に倒れ伏し聲も惜をまず喚
 き叫ぶ……聖北條に向つて宣ひけるは…「二十日の命を延べて給へ、鎌倉
 へ下つて申し許いて奉らむ……聖の約束の日數も過ぎぬ……駿河の國千本の
 松原と云ふ所に御輿昇る居させ「若君下りさせ給へ」とて敷皮敷いて居る奉る、北條
 急ぎ馬より飛んで下り、若君の御側近う参つて申されけるは「若し道にて聖にや行き

遇ひ候ふと此れまで具足し奉つて候へども、山の彼方までは、鎌倉殿の御心中をも計
 り難う候へば……齋藤五、齋藤六、涙を抑へて申しけるは「君の神にも佛に
 も成らせ給ひなむ後、命生きて再び都へ歸り上るべしとも存じ候はず」とてまた涙を
 抑へて伏しにけり……若君西に向ひて手を合せ高聲に十念唱へさせ給ひつゝ
 頸を延べてぞ待たれける、狩野の工藤三郎親俊、斬手に選まれ太刀を引きそは敬め、左の
 方より若君の御後に立ち廻り既に斬らんとしけるが、目もくれ、心も消え果て、何處
 に刀を打ちつくべしとも覺えず、前後不覺に覺えければ「仕るとも存じ候はず他人に
 仰せ附けられ候へ」とて太刀を捨て、ぞ退きにける、「然らば彼斬れ此れ斬れ」とて
 斬手を選ぶ所に爰に墨染の衣著たりける僧一人、月毛なる馬に乗つて鞭を打つてぞ馳
 せたりける、其の邊の者ども「あな憐いとほしあの松原の中にて世に愛うつくしき若君を北條殿の
 只今斬り奉らるゝぞや」とて者ども、ひし／＼と走り集りければ、此の僧心許なさに
 鞭を上げて招きけるが、猶ほ覺束なさに著たる笠を脱いで差揚げてぞ招きける。
 北條仔細ありとて待つ所に此の僧程無く馳せ來り、急ぎ馬より飛んで下り「若君請ひ

受け奉つたり鎌倉殿の御教書此れにあり」とて取り出す、北條此を開いて見るに實や
 「小松の三位の中將維盛の卿の子息六代御前尋ね出され候、然るを高雄の聖文覺坊の
 暫時請ひ受けうと候、疑を爲さず預けらるべし、北條の四郎殿へ、頼朝」と遊ばいて
 御判あり、北條押返し、押返し二三返讀うで「神妙神妙」とて差置かれければ齋藤五、
 齋藤六は云ふに及ばず北條の家の子郎等ども、みな悦びの涙をぞ流しける。

……十四五にも成り給へばいと眉容姿美しう四方も照り輝くばかりなり……
 生年十六年と申し、文治五年の春の頃然しも美しき御髪を肩の周圍に缺み下し……
 斯くて建久十年正月十三日頼朝卿年五十三にて失せ給ひしかば、文覺やがて謀叛を起
 されけるが忽に洩れ聞えて文覺坊の宿所二條猪熊なる所に官人ども數多附けられて八
 十に餘つて搦め捕られて、遂に隱岐の國へぞ流されける……
 然る程に、六代御前は三位の禪師とて高雄の奥に行ひ澄して御座しけるを鎌倉殿「然
 る人の子なり然る者の弟子なり縦ひ頭をば剃り給ふとも心をばよも剃り給はじ」とて
 召し取つて失ふべき由鎌倉殿より公家へ奏聞申されたりければ、やがて安判官資兼に
 仰せて召し取つて關東へぞ下されたる駿河の國の住人岡部の權の守泰綱に仰せて、相
 模の國田越川のはたにて斬られにけり、十二の年より三十に餘るまで保ちけるは偏に
 長谷の觀音の御利生とぞ聞えし、三位の禪師斬られて後平家の子孫は永く絶わにけ
 り。

(平家物語中院本曰)

六代御前の事、右大將も御かくれありぬ、又文覺も流され給て後鎌倉に其沙汰ありて
 平家の正統なり、文覺坊もなし打捨がたしとて官人助高に仰て搦取て駿河國の住人岡
 部三郎太夫が手にかけて鎌倉の六浦坂にて二十九の年終に斬られ給ひぬ、十二の年よ
 り二十九までいけるは、長谷寺の觀音の御計ひとぞ覺わたる、夫れよりしてぞ平家の
 子孫はたわにける。

(保曆間記曰)

正治元年四月高雄文覺坊土佐國へ流さる、彼聖に預け置れし六代殿出家して山々寺々
 修行せられけるを世の末に如何なる事も有べしやとて尋出し、鎌倉へ下し進じて芝と

云所にて被誅畢ぬ。

(三浦郡誌)

六代禪師墓、櫻山字柳作に在り高さ五間の塚上、槻の老木屈蟠す、樹下に碑を建て、六代御前墓と刻す、六代禪師は三位中將維盛の嫡男にして平氏覆歿の後洛外に匿れしが文治元年十二月十七日北條時政の爲め搜索せられ既に死刑に處せられんこしたるを文覺、頼朝に請うて赦され、文覺の弟子となり高雄神護寺に入り佛門に歸依す、頼朝の薨後文覺事を以て土佐に流さる、將軍頼家六代が叛をなさんことを恐れ正治元年岡部權頭安綱に命じ田越川畔に斬らしむ、時に禪師三十二歳なりと。

(大日本史曰)

平六代は三位中將維盛の長子なり、文治元年北條時政京師に至りて平氏の子孫を購求す、時政六代の母と同じく遍照寺の側ら菖蒲谷に匿ると聞き往きて之を擒にす、其の乳母神護寺の僧文覺、頼朝の爲めに崇信せらるると聞き奔り往きて救を乞ふ、文覺乃ち時政を見て苦請す、時政聽かず、文覺曰く、願くは期二旬を稽留せん我將に自ら請は

んとすと、時政之を聽かず、文覺乃ち使を遣して固く頼朝に請ふ頼朝違ふこと能はず之を許し手書して時政に其死を宥めんことを諭す、文覺の使期を過ぎて至らず時政六代を將て鎌倉に還らんとして駿河の千本松原に至る將に之を斬らんとす、僧あり馬を馳せて東より來る、其の相及ばざらんことを恐れて笠を揚げて遙かに示す、時政之を見て刑を停む已にして書至る途に六代を以て文覺に屬す、頼朝屢々書を文覺に遣りて其舉動を問ふ、文覺曰く、六代は不肖なり意に介するに足らずと、其の母懼れ勸めて髪を削らしめ名を妙覺と更む、世に三位禪師と稱す、建久五年妙覺文覺の書を齎らし鎌倉に至り大江廣元に就て情を陳じ恩を謝す、頼朝重盛の徳に感じ留めて厚く遇し一寺の別當に補せんと欲す、頼朝薨するに及びて文覺不軌を圖る事發覺して流に處せらる、妙覺時に高雄に在り頼家其の變を爲さんことを恐れ奏して之を捕らへ相模田越川に斬る、時に年二十六。

六代公子墓

安 脩

野橋行渡漸黄昏

傳道江濱古冢存

櫻 山

秋老凄風蘆荻亂

不知何處吊孤魂

(かまくら)

田越川、又多古江川とも書く、水源は田越村字沼間の谷合より發し西に流れて海に入る、この河一名を御最後川といふ。これ平維盛の嫡子六代が此所にて殺されしによると傳ふ。

抑も六代の事蹟に關しては諸書異同あり、平家物語、源平盛衰記には初め六代、北條時政に捕はれしに文覺上人六代を憐み時政に請ひて、二十日間の猶豫を約し鎌倉に下りて頼朝に六代の赦免を乞ひしに、容易に許容なし、やがて、二十日を過ぎたれば、時政六代を伴ひて關東に下り、駿河の千本松原にて既に處刑せられんとせしに、會々騎馬の僧赦免狀を首に懸けて東より來り遂に許さるとあれども、是れは餘りに演劇めきて事實を失ふに似たり。

吾妻鏡に云ふ所は下の如し

後鳥羽天皇文治元年(紀一八四五元)十二月十七日の條に曰く「小松内

府の息丹後侍從忠房は後藤兵衛尉基清預る、亦た北條殿(時政)關東の仰に任せ、屋島前

内府(宗盛)の息童二人、越前三位通盛卿の息一人を搜出さる、遍照寺の奥、大覺寺の北菖蒲澤に於て權亮三位中將維盛卿の嫡男(字六代)を虜にし輿に乗せしめ野地に向けらるゝ處、神護寺の文學上人(文覺のこと)師弟の眠ありと稱し、北條殿に申請て云ふ、須らく仔細を鎌倉に啓すべし、其左右を待つ程宥し置かるべし云云。前土佐守宗實小松内府息左府(藤原經宗)の猶子也、是又二品に申され、暫く免許すべき由仰せ遣はさる、之に依て兩人は閣さしおかる屋島内府の息に於ては梟首せらる」。二十四日の條に曰く「文覺上人の弟子某、上人の飛脚として參り申して云ふ、故維盛卿の嫡男六代公は門弟たる處已に梟罪に處せられんと欲し、彼の黨類悉く追討せられ畢ぬ。此の如き少生者たとい縱赦し置かると雖も、何事あらんや、就中祖父内府は貴邊に於て芳心を盡さる、且つは彼の功に募り、且つは文覺に優せられ預け給ふべき歟。云云。彼は平將軍の正統たり、少年と雖も争か成人の期なからんや。尤も其心を測り難し、但し上人の申狀又以て黙止すべきに非ず、進退谷るの由仰せらる云云。使者の僧懇望再三に及ぶの間、暫く上人に預け奉るべき旨御書を北條殿に遣はさる」こありて、此時北條時政は引續きて京都に

滯在したれば、六代は京都にて赦免せられしにて、千本松原處刑の事は架空の説なるに似たり。同書、後鳥羽天皇建久五年(紀一八五四元)四月二十一日の條に曰く「小松内府の孫子六代禪師、京都より參向す、高雄上人文覺の書狀を帶する所也、偏に恩化により命を繼ぐ間、關東に於て更に巨惡を存せず、矧や且出家を遂げ遁世するに於てをやの由因幡の前司(大江)廣元に屬して之を申す。五月十四日の條に曰く、「六代禪師の事其沙汰あり、暫く關東に止住せしむべきの由、是れ平治逆亂の時、故の小松内府、源家の爲めに芳言を施され訖ぬ。思食し忘れざるにより此の如し」。六月十五日の條に曰く「將軍家六代禪師を招き對面し給ふ、異心なくば一寺の別當職に補すべき由仰せらる」とあり。其後六代に就て記す所なし。

平家物語によれば、頼朝薨じ文覺上人また事を以て流さるゝに及び、將軍頼家、六代が叛をなさんことを恐れ、之を捕へて斬るとあり。

其所刑の場所に就ては、長門本平家物語には駿河國の千本松原になり、南都本東寺本平家物語には鎌倉六浦坂になり、伊藤本、八坂本、鎌倉本、平家物語には、相模國田越河の端にて斬らるとあり、千本松原にも六代の墓といふものあり、田越河の邊にも同人の墓今に存す、保曆間記には「正治元年(紀一八五九元)四月高

雄文覺坊土佐の國へ流さる、彼聖に預置れし六代殿、出家して山々々々修行せられけるを世の末に如何なる事も有べしとて尋ね出て、鎌倉へ下し進て、芝と申所にて被誅畢る」とあり、是等の諸説何れが正しきやな知らず。

(かまくら)

逗子田越の邊字柳作にありて塚の高さ五間上に槻の大木鬱蒼として茂り、樹陰に碑を建て、六代御前墓を記す、見るものをして昔を忍ばしむ、此碑は近き頃水戸藩士齋藤仁左衛門の建てし所にして側に五輪の舊碑もありしが今破壊して形を止めず。

(吾妻鏡)

文治元年十二月十七日 丙寅小松内府息丹後侍從忠房、後藤兵衛尉基清預之、亦北條殿任關東仰、屋島前内府息童二人、越前三位通盛卿息一人、被搜出之。於遍照寺與、大覺寺北菖蒲澤、虜權亮三位中將惟盛卿嫡男字六代令乘輿被向野地之處、神護寺文覺上人、稱有師弟昵、申請北條殿云。須啓子細於鎌倉、待其左右之程、可被宥置云々

前土佐守宗實小松内府息左府猶子也、是又被申二品、暫可免許之由被仰遣、依之兩人者被閣之。於屋島内府息等者梟首云々

同二十四日癸酉 文覺上人弟子某爲上人飛脚參申云。故維盛卿嫡男六代公者、爲門弟之處、已欲被梟罪、彼黨類悉被追討畢、如此少生者、縱雖被赦置。有何事哉、就中祖父内府於貴邊被盡芳心、且募彼功、且被優文覺、可預給歟云々。彼者爲平將軍正統也、雖少年、爭無成人之期哉。尤難測其心中、但上人申狀又以非可默止、進退谷之由被仰云々。使者僧懇望及再三之間暫可奉預上人之由、被遣御書於北條殿云々。

建久五年四月二十一日壬子、故小松内府孫子維盛卿男六代禪師、自京都參向、所帶高雄上人文覺書狀也。偏依恩化繼命之間於關東更不存巨惡。矧且於遂出家遁世哉之由、屬因幡前司廣元申之云々。

同 五月十四日甲戌、六代禪師事有其沙汰、暫可令止住關東之由云々。是平治逆亂之時。故小松内府爲源家被施芳意訖。依不_レ思食忘_レ如此云々。

同 六月十六日甲辰、將軍家招六代禪師、對面給、無異心者、可補一寺別當職之由被仰云々。

(徳川光圀編鎌倉誌)

六代御前塚は多古江河の東にあり。六代御前は平の維盛の子、三位の禪師と號し、法名は妙覺と云ふ、平家物語及異本平家物語、保曆間記等に六代御前の斬れたる地諸説異れども、此所に塚あり、又御最後川の古事もあれば此所にて斬りたるを正すべし。

○たひらつか平塚 大塚とも稱し、六代御前の墓の後の山徑を上りつめたる山巔に四坪餘の塚ありて五輪塔あること史に見ゆるも湮滅して明ならず。大正十五年夏一柳富藏氏の案内にて小林町長、荒井校長等一行漸く此塚を發見せり、頂上二間四方の小高き處に五輪塔の石あれども全部を見出し得ず、恐らくは附近に散在せるならん、即ち六代丸の後を慕うて來れる平家の落人此處に殉死せりと、さもあるべき事なり。

○あしんだう遣臣堂 六代御前墓域一帶の地名なり、此處に遣臣の二人は堂を建て六代御前及殉死者の墓守をなして一生を終りたりと傳ふ。

想ふに此二人は齋藤五、齋藤六の兩人なるべし、又後水戸藩士齋藤仁左衛門、六代

御前の碑を建つるも或は其子孫なるべきか。
今存する碑は孝孫齋田三左衛門尉平典盛の建立にかゝる、傍に存せる産形榮太郎氏の碑は同氏の所有地(龜井)が刑場なりしと傳へて小祠ありしを宅地とするに及び祠を廢して石碑となし茲に合祀せるなりと。

□小松伯爵家譜

六代御前の裔と傳ふる、東京府豊多摩郡澁谷町中澁谷五八五番地伯爵小松從志氏の藏する家系によりて維盛、高清(六代)等に關する記事を掲ぐれば

○維盛 正三位左中將、母は官女、元暦元年潛登三紀州高野山一薙髮。同三月二十八日於同州那智浦一入海。死享年二十七 法名淨圓

○高清 童名六代 律師 妙覺

母は權大納言成親卿女、文治元年乙巳春西州之役平族悉没、海高濤狼狽。同年十二月十七日爲北條遠江守時政就二四 洛陽菅蒲ヶ谷一、赴二關東一途到三江州野路一之時。神護寺文覺上人憐二高清之危難一。稱レ有二師弟之親一強請二免之時政一。時政曰非三吾之所レ知當レ告二鎌倉一焉。文覺乃訴三于賴朝卿一。竟共二其叔父土佐守宗實一。得レ免而高濤 爲二文覺弟子一 時歲十二。

同五年巳酉薙髮名二妙覺一時歲十六
建仁三年癸亥十一月二十七日就二關東田越川一歲三十 法名良潮

○清重 次郎 沙彌 行西

傳稱清重者妙覺高濤在三高雄一時之子也。因嫡二其祖清盛、重盛父子之諱字一 號二清重一。北條時政者同姓之因也。丁二鎌倉幕府賴家卿治世一。父高濤竊告二時政一曰。壽永、元暦、文治之役一族悉殲。家系將レ斷吾今幸免レ死。吾有二子一 冀欲下浴二鴻恩一貽中厥緒上時政乃領レ之。

建仁三年癸亥七月三日賜二賴家卿下文一。爲二大隅國禰寢南侯院 舊領 地頭職一也 同三年七月二十七日執權北條遠江守時政亦贈二書於薩隅日三州刺吏島津左衛門尉忠久公一。述二清重之地頭職之事一。既清重始下二着于南侯院一 以二禰寢一 爲二家號一。隅州菱刈士曾木太郎重能者欲レ押二領南侯院一。訴二事於鎌倉一。故清重齋二賴家卿所レ賜下文一。建永元年丙寅春到二鎌倉一。告二重能之濫訴於問注所一。及如レ元同年二月二十九日領二南侯院一。執權北條相模守義時贈二證書一 闔國兵馬之權當時歸二源氏一。故清重隱稱二父祖之姓一。用二舅氏隅州之士建部清房之姓一 冒二建部姓一 貞應二年癸未六月 日不傳不祿 法名行西

○山本權兵衛家 小松家五代 孫二郎清治三男 山本五郎清高

右は山本家の元祖にして、其子孫には伯爵山本權兵衛氏等あり、山本伯は目下系圖調製中なり。

□現在

大正七年發起人總理(櫻山總代)矢部四五兵衛、副總理鈴木春吉、遺跡調査設計員一柳富藏等協力奔走の結果墓域を擴張し(本縣よりも數回遺蹟保存費を受く)大正十三年には延命寺境内にありたる本町戦没者を祭る『忠魂碑』をも移して一層境内を公園化し史蹟保存を兼ね樂園地たらしめんと計劃せるを以て賽人絡驛として後を絶たざるの状なり、特に毎年七月二十六日は祭日として大祭を舉行す、本町に於ける唯一の賑ひたるのみならず半島内屈指の祭禮なり。

墓の管理は櫻山全部落に於てなすと雖本町の古刹神武寺に屬す。
例祭には必ず小松伯爵家より參拜せらるるか或は祭祀料を賜はりて英魂を弔はる。
參道の左側に護摩堂を置く、本尊不動尊は觀藏院より移し奉る。

○忠魂碑明治二十七八年戦役以降戦死病死者

本籍	官等級	氏名	戦病死別	同上年月日	場所
沼間	二〇一	秋元慶次郎	傷死	同 三十七年九月一日	盛京省病院
同	六四五	須田酉太郎	病死	同 卅七年十一月廿三日	野戦病院
池子	二一七	林 幸三郎	戦死	同 卅七年十二月五日	盛京省旅順方面
久木	六二五	松岡 六藏	戦死	同 卅七年十一月廿八日	盛京省二〇三高地
小坪	二八八	高橋 豊吉	戦死	同 卅七年七月三十日	盛京省
同	五二四	一柳 歌吉	戦死	同 卅八年八月二十五日	盛京省
同	五九三	一柳 福藏	病死	同 卅八年十月三十日	廣島病院
櫻山	三〇	大瀧太郎吉	戦死	同 卅七年十月十五日	奉天省
同	一、七二八	武藤久次郎	戦死	同 卅八年三月三日	盛京省
同	二、三三一	高橋 皆吉	病死	同 卅五年七月六日	清國駐屯軍病院
同	二、三七九	石渡 米藏	戦死	同 卅八年三月九日	盛京省
池子	三五三	塚越 七藏	傷死	同 卅七年十二月十四日	盛京省
同	三八二	富野幸太郎	戦死	同 卅七年十一月廿六日	盛京省
小坪	一、六六九	宮崎 兵助	病死	同 卅八年一月二日	遼陽
同	二一九	高橋 佐吉	病死	大正八年七月三十日	自宅

(準戦死者)